

社会的責任に関するガイダンス

注記:これは、社会的責任に関するISO作業グループのウィーン会議で設立された代表機関である総合原案タスクフォース (IDTF) で作成された作業文書である。この文書は、専門家が提出したコメントの検討を基礎としてウィーンで同意されたプロセスに従って作成されている。

この文書は、ステークホルダーグループ間で焦点を合わせた見直し及び議論が行われることを目的とし、作業グループの専門家に提示される。専門家は、IDTF N052に含まれているこの文書に関する特定の質問に回答しつつ、この文書に対しステークホルダーグループベースでコメントすることを求められる。彼らは各ステークホルダーグループで同意されたプロセスを利用し、WD3.2になされた変更点の説明及び論拠を提示しているIDTF N051を検討しつつ、それを行うことが望ましい。

ステークホルダーグループの集約コメントは**2008年4月4日**までにIDTFに提出される必要がある。グループ内の個人の専門家によるコメント提出は、ステークホルダーグループで設定する**より早い期日**に沿う必要がある。

警告

この文書はISO国際規格ではない。この文書は、見直し及びコメントのために回付されるものである。この文書は予告なく変更されることがあり、国際規格として引用してはならない。

この原案の受領者が認知している関連特許権があれば、コメントを付けて提出されるとともに関係書類を提供されるよう求める。

文書の種類:国際規格

文書のサブ種類:

文書の段階:(20) 予備

文書の言語:英語

作業原案 4.1

著作権表示

このISO文書は、作業原案又は委員会原案であり、ISOにより著作権保護されている。ISO規格開発プロセスの参加者による作業原案又は委員会原案の何らかの形での複製は、ISOからの事前の許可なしに許可されているが、この文書およびこの文書のいかなる抜粋も、いかなる形式でも、またいかなる目的でも、ISOの事前の書面による許可なしに複製、保存、又は伝達することは禁止されている。

この文書を販売目的のための複製許可の申請は、以下又は申請人の国のISOメンバー団体宛に出すことが望ましい。

[該当する場合には、作業文書が作成された枠組み内のTC又はSCの事務局に対して責任があるISOメンバー団体の著作権管理者の完全な住所、電話番号、ファックス番号、テレックス番号、及び電子メールアドレスを表示すること。]

販売目的の複製は、著作権使用料の支払い又は許諾契約の対象となることがある。

違反者は告訴されることがある。

目次

まえがき.....	iii
序文.....	iii
1 適用範囲.....	11
2 引用規格.....	11
3 用語及び定義	11
4 社会的責任の理解.....	14
4.1 組織の社会的責任.....	14
4.2 社会的責任の現在の動向.....	14
4.3 社会的責任の特徴.....	15
4.3.1 社会における組織の影響の説明責任.....	15
4.3.2 社会的責任におけるステークホルダーの役割.....	16
4.3.3 社会的責任と持続可能な発展との関係.....	16
4.4 政府と社会的責任.....	16
5 社会的責任原則	17
5.1 一般.....	17
5.2 組織は社会及び環境に対する説明責任を負うことが望ましい.....	17
5.3 組織はその決定及び活動の他者に対する影響について透明性があることが望ましい.....	17
5.4 組織は常に倫理的に行動することが望ましい.....	18
5.5 組織はステークホルダーの利害を尊重し考慮に入れることが望ましい.....	18
5.6 組織は法の支配を尊重することが望ましい.....	19
5.7 組織は人権の重要性及び普遍性を認識することが望ましい.....	19
5.8 組織は国内法及び慣行よりも上位の関連国際規範を尊重することが望ましい.....	20
6 社会的責任の実践.....	20
6.1 一般	20
6.2 社会的責任の特定.....	20
6.2.1 一般.....	20
6.2.2 社会的責任の主題及び範囲の特定.....	21
6.2.3 優先順位の設定.....	21

6.3	ステークホルダーの特定及びエンゲージメント	22
6.3.1	一般	22
6.3.2	ステークホルダーの特定	22
6.3.3	ステークホルダーエンゲージメント	23
6.4	組織への社会的責任の統合	24
6.5	コミュニケーション	24
7	社会的責任の中核主題	25
7.1	一般	25
7.2	組織統治	27
7.2.1	組織統治の概要	27
7.2.2	原則及び考慮点	27
7.2.3	組織統治課題1:意思決定プロセス及び構造	28
7.2.4	組織統治課題2:権限委譲	28
7.3	人権	29
7.3.1	人権の概要	29
7.3.2	原則及び考慮点	30
7.3.3	人権課題1:無差別及び社会的弱者への関心	32
7.3.4	人権課題2:共謀の回避	33
7.3.5	人権課題3:市民的及び政治的権利	34
7.3.6	人権課題4:社会的, 経済的及び文化的権利	35
7.3.7	人権課題5:労働における基本的権利	36
7.4	労働慣行	37
7.4.1	労働慣行の概要	37
7.4.2	原則及び考慮点	37
7.4.3	労働慣行課題1:雇用及び雇用関係	38
7.4.4	労働慣行課題2:労働条件及び社会的保護	40
7.4.5	労働慣行課題3:社会的対話	41
7.4.6	労働慣行課題4:労働における安全衛生	42
7.4.7	労働慣行課題5:人間開発	43
7.5	環境	44
7.5.1	環境の概要	44
7.5.2	原則及び考慮点	45
7.5.3	環境課題1:汚染防止	46
7.5.4	環境課題2:持続可能な資源の使用	47
7.5.5	環境課題3:気候変動の緩和及び気候変動への適応	48
7.5.6	環境課題4:自然環境の保護及び回復	49
7.6	公正な事業慣行	50
7.6.1	公正な事業慣行の概要	50
7.6.2	原則及び考慮点	51
7.6.3	公正な事業慣行課題1:汚職防止	51

7.6.4 公正な事業慣行課題2: 責任ある政治的関与.....	52
7.6.5 公正な事業慣行課題3: 公正な競争.....	53
7.6.6 公正な事業慣行課題4: 影響範囲における社会的責任の推進	53
7.6.7 公正な事業慣行課題5: 財産権の尊重	53
7.7 消費者課題.....	54
7.7.1 消費者課題の概要.....	54
7.7.2 原則及び考慮点	54
7.7.3 消費者課題の課題1: 公正なマーケティング, 情報及び契約慣行	55
7.7.4 消費者課題の課題2: 消費者の健康及び安全の保護.....	56
7.7.5 消費者課題の課題3: 持続可能な消費	58
7.7.6 消費者課題の課題4: 消費者サービス, 支援及び紛争解決.....	59
7.7.7 消費者課題の課題5: 消費者データ保護及びプライバシー.....	59
7.7.8 消費者課題の課題6: 教育及び認識.....	60
7.8 コミュニティの社会的及び経済的発展.....	61
7.8.1 コミュニティの社会的及び経済的発展の概要.....	61
7.8.2 原則及び考慮点	62
7.8.3 コミュニティの社会的及び経済的発展課題1: コミュニティ参画.....	63
7.8.4 コミュニティの社会的及び経済的発展課題2: 雇用創出.....	63
7.8.5 コミュニティの社会的及び経済的発展課題3: 技術開発.....	64
7.8.6 コミュニティの社会的及び経済的発展課題4: 富及び所得.....	64
7.8.7 コミュニティの社会的及び経済的発展課題5: 責任投資.....	65
7.8.8 コミュニティの社会的及び経済的発展課題6: 教育及び文化.....	66
7.8.9 コミュニティの社会的及び経済的発展課題7: 衛生.....	66
7.8.10 コミュニティの社会的及び経済的発展課題8: 能力開発.....	67
8 社会的責任を実施する組織のためのガイダンス.....	67
8.1 一般	68
8.2 社会的責任の特定.....	68
8.2.1 社会的責任の主題と範囲.....	68
8.2.2 優先順位の設定.....	69
8.3 ステークホルダーの特定及びエンゲージメント	70
8.3.1 ステークホルダーの特定.....	70
8.3.2 ステークホルダーエンゲージメント.....	70
8.4 組織及びその日常の実践への社会的責任の統合.....	71
8.4.1 一般	71
8.4.2 バリューステートメント及び倫理的行動基準の導入と適用.....	71
8.4.3 社会的責任の目的及び戦略の設定	71
8.4.4 意識向上と能力開発.....	72
8.5 社会的責任のコミュニケーション	72
8.5.1 一般	72
8.5.2 コミュニケーションの目的の特定.....	72

8.5.3 コミュニケーションの計画	73
8.5.4 コミュニケーションの種類と形式の選択.....	73
8.5.5 信頼性の向上	74
8.6 社会的責任についての活動の吟味.....	74
8.6.1 一般	74
8.6.2 パフォーマンスの把握.....	74
8.6.3 パフォーマンスの吟味	75
8.6.4 パフォーマンスの改善.....	75
8.7 社会的責任に関する文書及びイニシアチブの利用.....	75
附属書A 社会的責任に関するイニシアチブ.....	77
参考文献.....	78
索引.....	79

まえがき

ISO(国際標準化機構)は、各国の標準化団体(ISOメンバー団体)の国際的な連合体である。通常、国際規格の作成準備作業はISO専門委員会を通じて行われる。専門委員会の設立目的となったテーマに関心のある各メンバー団体は、その委員会に参加する権利を有する。政府機関及び非政府機関いずれの国際組織も、ISOと連携し、作業に参加可能である。ISOは、電子技術の標準化に関するあらゆる事柄について、国際電気標準会議(IEC)と緊密な協力を行っている。

国際規格案は、ISO/IEC 指令専門業務用指針第2部に規定された規則に従って作成される。

ISO 26000は、ISO技術管理評議会、社会的責任作業グループによって準備された。同作業グループで承認された国際規格案は、投票のためメンバー団体に回付される。国際規格として発行されるためには、投票するメンバー団体の75 %以上の賛成票が必要である。

この文書の一部の要素は、特許権の対象となる可能性があることに注意が必要である。ISOは、このような特許権の一部又は全てを特定する責任を負わないものとする。

専門委員会の主な作業は、国際規格を作成することである。

序文

注記:序文は最終的に同意された規格との整合を確実にするために、草案プロセスの最終において見直される。最終的な項が提示されるとき、文書全体の概要表を含める。(最終の規格を反映する)実行できる"ロードマップ"を含めることは有効かについても見直される。

世界中の組織及びそのステークホルダーは、社会的に責任ある行動の必要性をますます強く認識するようになっている。社会的責任についてはさまざまな解釈が存在するが、社会的責任の原則及び実践に関して共通の見解及び理解を達成する上で国際的に承認されている規格は有益となるはずである。社会的責任の目的は、持続可能な発展、健康及び社会の繁栄に貢献することである。

社会的責任は、組織のパフォーマンスに影響を与える重要な要素の1つになりつつある。組織が活動する社会的環境との関係における組織のパフォーマンス、及び組織が自然環境に与える影響は、組織の全体的なパフォーマンス及び有効な活動を続ける能力を測定する上で、これまで以上に重要な要素となっている。これは、一つには、健全な生態系、社会的平等及び組織統治を確実にすることの必要性に対する認識の高まりを反映するものである。

組織は、顧客、労働者及び労働組合、構成員、コミュニティ、非政府組織、学生、資本家、資金寄与者、投資家、会社及び他の営利団体など、さまざまなステークホルダーによるより厳しい監視下におかれている。組織の社会的責任パフォーマンスへの認識は、次に影響を及ぼすことがある。

- 組織の一般的評判
- 男女労働者及び/又は構成員を引き付け留めておく能力
- 従業員のモラル及び生産性の維持
- 投資家、資金寄与者、スポンサー及び金融界の見解
- 顧客、取引先、メンバー又は使用者を引き付け、留めておく力
- 政府、メディア、供給業者、同業者、顧客及び組織が活動するコミュニティとの関係

この国際規格は、社会的責任の基本となる原則、社会的責任に内在する課題及び組織内で社会的責任を実施する方法に関するガイダンスを提供する。この規格は、規模又は所在地を問わず、政府及び非政府組織並びに企業を含めて、あらゆる種類の組織に適用できる。なぜなら、どのような組織でも社会及び環境に影響を与えるからである。この規格は、組織が社会的責任に関するパフォーマンスを改善することによってステークホルダーとの相互的な信頼を獲得する手助けとなることを目的としている。しかしながら、この国際規格は、政府組織が行政権、立法権及び司法権を行使する際には適用されない。

この国際規格は、その使用については任意であり、認証、規制又は契約を目的として使用されることを意図しておらず、またそのように使用されることは適切ではない。この規格は、貿易の非関税障壁を作り出すためのものでも、組織の法的義務を変更するものでもない。

どのような組織も、この国際規格を活用し、ステークホルダーエンゲージメントを行い、適用されるべき国内法令を遵守し、国際行動規範を尊重することによって、さらに社会的に責任をもつようになることが推奨される。

この国際規格は、社会的に責任ある行動を既存の組織の戦略、システム、慣行及びプロセスに統合することを追求するものであり、成果及びパフォーマンスの改善を重視する。

この規格は全体として読み、活用するようになっているが、社会的責任に関する特定の種類の情報を探している利用者には、次の概要が役立つかもしれない。

表1 — ISO 26000の内容の概要

項のタイトル	項番号	項の内容の説明
適用範囲	1	規格で取り上げる主題を定義し、制限又は除外項目がある場合はそれらを特定する。
引用規格	2	この規格と併読すべき文書の一覧を表示する。
用語及び定義	3	この国際規格で使用する重要な用語を特定し、その意味を示す。これらの用語は、社会的責任の概念を理解し、この規格を利用する上で基本的に重要なものである。
社会的責任の理解	4	これまで社会的責任の進展に影響を与え、その性質及び実践に今なお影響し続ける要素、条件及び重要課題について記述する。社会的責任の概念そのものについても—それが何を意味し、どのように組織に適用されるかについても提示する。
社会的責任原則	5	基本的な社会的責任原則を紹介及び説明する。
社会的責任の実践	6	社会的責任の実践を紹介及び説明する。
社会的責任の中核主題	7	社会的責任、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題及びコミュニティの社会的及び経済的発展について説明。とりわけ、主題の範囲、その社会的責任との関係、関連する原則及び考慮事項、及び特定の行動及び/又は期待に関して、中核主題ごとに情報が提供されている。
社会的責任の実施に関する組織のためのガイダンス	8	社会的責任慣行の実施方法に関する実用的なガイダンスを提供する。
社会的責任イニシアチブに関する附属書	附属書A	社会的責任に関する既存のイニシアチブの包括的なリストを提示する。 (注記: 独立したものとしてこの文書に添付される)
参考文献		組織における社会的責任の理解及び実施に役立つかもしれない参考文献を含む。

この国際規格で、何らかの規格、規範又はその他のイニシアチブに言及していても、ISOがその規格、規範又はイニシアチブを承認若しくはそれらに特別の地位を与えることを意味するものではない。

この国際規格は、80ヶ国から、消費者、政府、産業界、労働者、非政府組織(NGO)、サービス、サポート、研究及びその他という6つの異なるステークホルダーグループのエキスパートが参加したマルチステークホルダープロセスで開発された。透明性及びさまざまなステークホルダーグループからの幅広い参加を達成するために、努力が尽くされた。さらに、発展途上国の参加を促進し、起草グループの中のジェンダーのバランスを取るよう特別な配慮がなされた。

本文中のカッコ内の数字は、参考文献にある引用文献の番号を指している。

社会的責任に関するガイダンス

1 適用範囲

この国際規格は、その規模又は所在地にかかわらずあらゆる種類の組織に対して、次のガイダンスを提供するものである。

(注記: 次の項目は最終的な規格の内容を反映して見直されるかもしれない。)

- 社会的責任に関する概念、条件及び定義
- 社会的責任の背景、潮流及び特徴
- 社会的責任に関する原則
- 社会的責任に関する実践
- 社会的責任に関する中核主題及び課題
- 組織全体及びその影響範囲における社会的に責任ある行動の統合、実施及び推進
- ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメント
- 社会的責任に関する誓約及びパフォーマンスに関するコミュニケーション、
- 持続可能な発展への貢献

法令遵守はすべての組織の社会的責任の基本的な一部であることを認識した上で、この国際規格は、組織に対し、法令遵守の範囲を超えた活動に着手することを奨励する。

この規格は、社会的責任の分野における共通の理解を促進することを目的としている。

この規格は、社会的責任に関する他の文書及びイニシアチブを補完することを意図するものであるが、それらに取って代わるものではない。

この国際規格の適用にあたり、国際行動基準を遵守した上で、社会、環境、法及び組織の多様性、並びに経済状態の相違を考慮に入れてもよい。

この国際規格はマネジメントシステム規格ではない。この規格は、認証、規制又は契約を目的として使用されることを意図しておらず、またそのように使用されることは適切ではない。

2 引用規格

注記: この項には、規格と併読しなければならない文書がある場合にはそれらの一覧を記載する。引用規格の必要性については、プロセスの最後で見直される。

3 用語及び定義

この国際規格には、次の用語及び定義が適用される。

3.1

説明責任

組織の決定及び活動について、組織の管理機関、規制当局、及びより広くその他ステークホルダーに対し責任を負う状態

3.2

消費者

商品、財産又はサービスを個人的な目的のために購入又は使用する一般社会の個々のメンバー

3.3

顧客

商業的又は私的な目的で、商品、財産、サービスを購入又は使用する組織又は人

3.4

環境

組織の活動をとりまくもの

注記1: ここでいうとりまくものとは、組織内から地球規模のシステムにまで及ぶ[ISO 14001: 2004]。

注記2: ここでいうとりまくものとは、大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人間、及びそれらの相互関係を含む。

3.5

環境影響

全体的又は部分的に組織の環境活動から生じる、環境に対するあらゆる変化

[ISO 14001: 2004から改作]

注記: 環境に対する変化は、有害か有益かを問わない。

3.6

倫理的な行動

特定の状況において正しい又は良いと一般に認められた行動の原則に一致し、国際行動規範と調和している行動

3.7

男女平等

それぞれのニーズ及び利害に従った、男女に対する公正な取扱い

注記: 権利、恩恵、義務、機会において平等な取扱い又は扱いは違うが平等と考えられる取扱いを含む。

3.8

国際行動規範

全世界的又はほぼ世界的に認められ、かつ国際慣習法、一般的に受け入れられている国際法の原則又は権威ある政府間文書に基づく規範

3.9

社会的責任課題

組織及び／又はそのステークホルダーにとって有益な結果を追求するために従う行動に関する特定の事項

3.10

重要な

組織の決定及び／又は組織のステークホルダーの評価に影響を及ぼすのに十分な関連性及び重要性を有する

3.11

組織統治

組織がその目的を追求するために決定を下し決定事項を実施するためのシステム

3.12

原則

意思決定又は行動を導く若しくはそれらに影響を及ぼす基本的信念

3.13

製品

品物又は販売に供される若しくは組織が提供するサービスの一部である内容

3.14

サービス

要求又はニーズを満たすための組織の行動

3.15

社会的責任

組織の決定及び活動が社会及び環境に与える影響に関する責任で、透明かつ倫理的な次のような行動を通じたもの

- 持続可能な発展、健康及び社会の繁栄に貢献し、
- ステークホルダーの期待を考慮し、
- 適用されるべき法令を遵守し、国際行動規範と一致し、
- 組織全体に統合され、組織の関係の中で実践される行為。

注記1 活動は、製品、サービス及びプロセスを含む。

注記2 関係とは、組織の影響範囲内における活動を意味する。

3.16

社会的に責任ある

社会的責任と一致する

3.17

影響範囲

組織が決定又は活動に影響力を有する空間的又は機能的な範囲

3.18

ステークホルダー

組織の何らかの活動又は決定に利害を有する個人又はグループ

3.19

ステークホルダーエンゲージメント

組織がその組織の決定に係る情報の基礎を提供することを狙いにし、組織と組織の1つかそれ以上のステークホルダーとの間で対話をする機会をつくるいずれかの取り組み又は活動

3.20

サプライチェーン

製品又はサービスのさまざまな要素をつくる際に含まれる個人、組織、資源のシステム

注記:ある国では、サプライチェーンは、製造段階、組織が製品又はサービスの主な責任を負う以前に存在する製品又はサービスの配送プロセス又は活動についていう。また他の国では、組織が製品又はサービスの主な責任を負った後に生じる活動も含むので、バリューチェーンと互換性があるとみなされる

3.21

持続可能な発展

将来の世代の人々が彼ら独自のニーズを満たすことができなくなるようなこと無く、現状のニーズを満たす開発

注記：これは、組織の意思決定及び活動において、経済的、社会的及び環境的要素並びにそれらの相互依存性を取り上げることを含む。

3.22

透明性

活動及び影響に関する公開性、並びに活動及び影響を明確、正確及び完全な方法で伝えようとする意志

3.23

バリューチェーン

各活動が製品又はサービスに価値を与える場合の活動の連鎖

4 社会的責任の理解

4.1 組織の社会的責任

社会的責任のさまざまな側面は、19世紀末期、場合によってはそれ以前から、組織及び政府による行動の対象となっていたが、社会的責任という言葉が広く用いられるようになったのは1970年代初頭である。

社会的責任への注目は、過去には主としてビジネスにその焦点が合わせられていた。‘企業の社会的責任’という言葉は、多くの人々にとっていまだに‘社会的責任’よりもなじみが深く、‘社会的責任’または‘社会的に責任ある’が使われる場合でさえ、例えば‘社会的に責任ある投資’などに見られるように、大抵はビジネス活動に関係している。

ビジネス界の組織だけでなく、さまざまな種類の組織が、自分たちも環境、社会の繁栄及び持続可能な発展への貢献に責任を負うのだということを認識するにつれ、社会的責任はすべての組織に適用されるという考えが現れてきた。

社会的責任を構成する課題は、特定の時期の社会の期待を反映するものであり、それゆえに、社会の関心事及び組織に対する社会の期待がそれらの関心事を反映して変化するにつれ、絶え間なく変化している。

社会的責任の初期の考えの中心は、慈善行為の寄付などいくつかの組織の社会貢献活動であった。労働慣行及び公正な事業慣行といった主題は、1世紀以上前に現れた。人権、環境及び消費者保護といったその他の主題は、やがてこれらの主題がより大きな注目を浴びるようになるとともに加えられた。

この国際規格で規定されている中核主題は、この国際規格が作成された時のグッドプラクティスの見解を反映している。こうした中核主題が将来変更されることは疑いのないことであり、さらなる課題が社会的責任の重要な要素としてみなされるようになるかもしれない。

4.2 社会的責任の現在の動向

組織の社会的責任に存する広範な利害には、多くの要因が貢献している。

グローバリゼーション、ますます容易になる旅行、及び即時のコミュニケーションの可用性は、世界中の個人及び組織が、近隣及び遠隔地の両方の組織の活動について簡単に知ることができると感じていることを意味している。これは、新しい方法を学ぶこと及び問題解決をすることから組織が利益を得る機会を提供している。また、それは、組織の活動が、幅広い種類の

グループ及び個人によるより厳しい精査の対象となることも意味している。さまざまな場所で組織によって適用される方針又は慣行を容易に比較することが可能となる。

環境及び健康に関する課題のグローバルな性質、及び貧困との闘いへの世界的な責任の認識は、組織に関連する課題は組織が所在している場所の周辺域内にはとどまらないかもしれないということの意味している。環境と開発に関するリオ宣言、持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言及びミレニアム開発目標などの文書は、こうした世界的な相互依存性を強調している。

ここ数十年間、グローバリゼーションは、先進国において、民間部門の権力及び影響の増大並びに公共部門の役割の相対的な弱体化をもたらした。また、政府の役割の変化は、民間部門及びNGOが、これまで政府によって提供されていた多くのサービスの提供者となっているということからも見ることができる。これによる1つの結果は、消費者が購買決定を通して社会及び環境への影響を高めることが可能となるということである。こうした変化は、組織の活動及び方針に関するより厳しい精査につながっている。多くの発展途上国における状況は若干異なる。こうした多くの国の政府は深刻な特定の難問及び制限に直面しており、しばしば民間部門組織が保険衛生、教育及び福祉といった分野のサービスを提供してきた。発展途上国の政府の能力が拡大するにつれ、政府及び民間部門組織の役割は変化しつつある。

組織のパフォーマンスに対するコミュニティの期待は高まり続けている。組織がコミュニティ及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たすことに対する要求がますます高まっている。多くの場所で‘コミュニティの知る権利’に関する法律が制定されたことにより、人々は組織の運営に関する詳細な情報へのアクセスが可能となった。今では、組織のパフォーマンスに関する情報に対するステークホルダーの要求事項を満たすために、ますます多くの組織が持続可能性報告書を年に1回発行している。

これらの要因及びその他の要因が、今日の社会的責任の背景の一部を形成し、社会的責任を実証するよという組織に対する呼び掛けに貢献している。

4.3 社会的責任の特徴

社会的責任の要素は、社会の期待を反映する。責任ある行動としてどのようなことが期待されているかについては、国及び文化によって異なるだろうが、組織は、全世界に適用可能な価値を認識し、それを受け入れることが望ましい。これらの期待は、世界人権宣言のような権威ある政府間文書を通して確立された国際文書及び行動規範に反映されている。それらの期待は、国内及び地方に反映されるかもしれない。法の支配の尊重及び法的拘束力を持つ義務の遂行は、社会的責任の根本的な部分である。

社会的責任の重要な特徴は次のとおりである。

- 社会における組織の影響への説明責任
- ステークホルダーエンゲージメント
- 持続可能な発展への貢献
- 組織全体及び組織の関係の中での統合

4.3.1 社会における組織の影響の説明責任

社会的責任に不可欠な特徴は、組織の活動が社会及び環境にもたらす影響の責任を取り、説明責任を果たそうとする組織の意欲である。7.では、社会的責任の中核主題を検討する。これらの各主題では、社会に与えるもっとも重要な影響を組織が特定できるよう、さまざまな課題が提示される。また、各課題では、そうした影響への望ましい対処方法についての期待及び活動を検討する。

4.3.2 社会的責任におけるステークホルダーの役割

ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメントは、社会的責任の中心的側面である。組織の決定及び活動に利害をもつのは誰であるかを理解することは、組織の影響及びこれらの影響の対処方法を理解するために必要である。ステークホルダーは組織が課題と組織の活動の関連性を特定する手助けをする。しかし、ステークホルダーは、行動規範を決める中で、幅広い社会の代わりとなることはない。したがって、ある特定の課題が、組織とステークホルダーの協議によって具体的に特定されない場合でも、組織の社会的責任に関連性を有することがあるかもしれない。社会的責任の中核主題に関するガイダンスは7.で提示する。

4.3.3 社会的責任と持続可能な発展との関係

多くの者が社会的責任と持続可能な発展という用語を同義的に使用しそれら2つの間には密接な関係があるものの、実際はまったく異なった概念である。

持続可能な発展(3.21)は、1987年の"我ら共有の未来[USR1]"に最初に紹介され、"変化に関する世界的議題"と呼ばれた概念である。その困難だがやりがいのある目標は、貧困の廃絶、すべての者の健康、地球の生態的制限の範囲内で生活しつつ社会のニーズに合致することである。1992年のリオ地球サミットや2002年の持続可能な開発に関する地球サミットなど、1987年以来何年も多くの国際フォーラムでこれらの目標の重要性が叫ばれ続けているが、その目標の実現にずっと近づいているかはほとんど明らかでない。これらの目標を達成するためには、組織及び個人の協調した活動が必要であり、裕福な国の組織及び個人には特定の責任がある。

社会的責任(3.15)の目標はより中庸であり、中心とするところは地球ではなく組織である。しかし、社会的責任は持続可能な発展と密接なつながりがあり、それは組織の社会的責任の包括的な目標は持続可能な発展に貢献すべきだからである。この国際規格の5.では社会的責任の原則を特定する。6.では社会的責任の実践を提示する。7.では社会的責任の中核課題を提示する。これらの原則、実施及び主題は組織の社会的責任の実践的な適用の基礎をなす。社会的に責任ある組織の活動は持続可能な発展に対する有意義な貢献になる。

個々の組織の持続可能性又は持続的な実行可能性と持続可能な発展とは根本的に異なる概念であることに留意することが重要である。持続可能な発展は、将来の世代が彼らのニーズを満たすことを可能にするような方法で、社会のニーズを満たすことをいう。個々の組織の持続可能性は、組織が運営され、管理される方法によって、持続可能な発展と両立し得るかもしれないし、両立し得ないかもしれない。

4.4 政府と社会的責任

政府の機能、その商品又はサービスの製作者、雇用者などが他の組織に似通っている場合に限り、この国際規格は政府に適用される。7.に提示する労働慣行、環境保護及び他の中核課題のような課題は政府組織に適用される。

しかし、この国際規格は公共政策に特有の範囲(立法、規制及び行政、並びに司法権)については取り扱わない。これは地方、国内及び国際レベルにおける政府の責任である。政治判断のみが、どんな活動が政府によって行われることが望ましいか又はどんな活動が法的拘束力を有する規制の対象とされることが望ましいかを決定することができる。

政府は、例えば国家機関、公共部門、地方政府及び自治体、政府機関及び政府団体、国際的な政府組織、規制当局など、この国際規格を通じて多くの名称で呼ばれている。"国家"という用語が使用される場合、ある政府の範囲を超える国際的な国の義務を意味する。

5 社会的責任原則

5.1 一般

組織の社会的責任には、原則に従う行動、すなわち、道徳的で正しいとみなされている行動に関する規格、ガイドライン、又は規則に基づく行動が含まれる。社会的責任原則の包括的なリストはないが、次の原則は少なくとも適用されることが広く合意されている。

5.2 組織は社会及び環境への影響に対する説明責任を負うことが望ましい

社会的責任の基本的な原則は、組織はその社会及び環境への影響に関する説明責任を果たす義務を受け入れることが望ましい、ということである。これが意味するのは、組織は適切な精査に応じ、この精査に対応する責務を受け入れることが望ましい、ということである。

説明責任は他者に対して報告する責任を負った状態を指す。これは、マネジメントが組織の利害関係者に対して説明義務がある、組織が法及び規制に関する規制当局に対して説明義務がある、ということである。また、その決定及び活動によって影響を受ける者に係る組織、その決定及び活動が一般社会に対し全体的に影響を与える組織は、説明責任を負うことが望ましい。

説明責任の義務を受け入れることによって、組織及び社会の両方にプラスの影響がある。説明責任の度合いは常に権限の量又は範囲に相応することが望ましい。最終的な説明責任を負う者は、自分たちの決定及び監督の質について、より細心の注意を払うであろう。また、説明責任には、不正行為が発生した場合に責任を受け入れ、それが繰り返されることを防止するための措置を講じることも含まれる。

組織は次に対して説明責任を負うことが望ましい。

- 重要な結果を含めた組織の決定と活動の結果(たとえそれらが意図又は予見しなかったものであっても)
- 組織の決定及び活動がステークホルダーに対して及ぼす重大な影響

5.3 組織はその決定及び活動の他者に対する影響について透明性があることが望ましい

組織は、明確で均衡の取れた誠実な方法で、合理的かつ十分な程度まで、社会および環境におよぼす影響及びおよぼす可能性のある影響を含め、組織が責任をもつ方針、決定及び活動を開示することが望ましい。透明性には、真に機密の情報を公表することは要求されないし、法的に保護されている情報又は別の面で法的義務に違反する情報を提供することは含まない。

組織は、次の点に関し透明性があることが望ましい。

- 組織内の各種機能にまたがる役割、責任、説明責任、権限の定義を含む、決定についての判断、実施、見直し方法
- 組織が自身のパフォーマンスを評価する規格及び基準
- 組織の目的、活動の性質及び活動する場所
- 組織の決定及び活動が他におよぼす又はおよぼす可能性がある影響

— 組織がステークホルダーであると考える者

組織は次を提示することが望ましい。

— 組織の決定によって重要な影響を受ける人々又はその可能性のある人々が、自由に入手することができ、直接アクセスすることができる情報

— 時宜に適し、事実で、重要な情報を省略せずに提供される情報

— 構成員、所有者、メンバー及びその他のステークホルダーが、組織の決定又は行動に関する自分たちの利害に及ぼす影響を正確に評価することができるよう、明確かつ客観的な方法で提示される情報

5.4 組織は常に倫理的に行動することが望ましい

組織の行動は、一般に認められた倫理原則又は義務規範を反映していることが望ましい。組織の行動は、正直、公平、管理責任及び誠実に関する原則及び倫理に基づいていることが望ましい。これらの倫理観から、他者及び環境への配慮、並びにステークホルダーの利害に対処しようとする決意が生まれる。

組織は、その目的及び活動に適した倫理的な行動の基準を採用し適用することが望ましい。組織は、組織内部及び他者とのかわりにおいて、倫理的な行動を推進する助けとなる統治構造を整備することが望ましい。

組織は、倫理的な行動を次のように積極的に促進することが望ましい。

— 倫理的な行動に関する基準の遵守を奨励・促進する。

— すべてのスタッフ、とりわけ、組織の誠実性、戦略、運営に非常に影響する機会をもつ人々に対して、必要となる倫理的な行動の基準を定義し伝達する。

— 組織全体の利益相反を最小限におさえる。

— 倫理的な行動の監視及び実施のため、監視メカニズム及び管理方法を確立する。

— 報復を恐れることなく倫理的基準違反を報告できるメカニズムを確立する

— 地方の法規制が存在しない又は地方の法規制が組織に倫理的方法で行動することを要求しない状況を認識し、対処する。

5.5 組織はステークホルダーの利害を尊重し考慮に入れることが望ましい

組織の目的は、個別の所有者、会員又は構成員の利害によって限定される場合があるが、その他のステークホルダーも、考慮されるべき権利又は利害をもっている場合がある。組織は、その決定又は活動に関して、“ステーク(利益)”又は利害をもつ他の組織及び個人を認識することが望ましい。通常、ステークホルダーの利害は容易に理解できる。会社の株主、企業のビジネスパートナー及びサプライヤー、又は何らかの組織の作業を遂行する人々などの様々な利害を理解することは難しくない。

ステークホルダーは、ある組織においては、多角的な利害をもちうるし、利害の対立さえ起こりうる。例えばコミュニティの人々の利害には、雇用など企業によるプラスの影響と、汚染など企業によるマイナスの影響が含まれる。たいていのステークホルダーの利害は、組織の社会的責任に関連する。ステークホルダーのもっとも普通の利害は、社会のより広い利害にか

かわる。例えば支払いを求めるサプライヤーなど。債務及び契約義務の尊重は、社会の利害に不可欠なものである。

組織は、次を行うことが望ましい。

- 組織の決定及び活動によって影響を受ける可能性がある又は受けている者ということ为基础にしてステークホルダーを特定する
- 組織のステークホルダーの利害及びニーズ、並びに表明されたステークホルダーの懸念を認識し、尊重する。
- ステークホルダーの組織に対する接触能力及びエンゲージメントに関する相対的な能力を考慮に入れる
- ステークホルダーと組織との関係と同様、ステークホルダーの利害と社会及び持続可能な発展に関するより広い社会の利害との関係を考慮に入れる
- 組織統治において正式な役割を持たないとしても、決定の影響を受ける可能性のあるステークホルダーの見解を考慮する

5.6 組織は法の支配を尊重することが望ましい

組織はすべての関連法規制に従うことが望ましい。これは、適用されるべき法規制を認識するための措置を講じ、組織内でこうした適用されるべき法規制が伝達及び遵守されることを確実にすることを意味する。また、それらとの関係性が追求され、意図される及び関連する法体系の範囲で活動が行われることを確実にすることも意味する。

組織は、次を行うことが望ましい。

- 活動するすべての管轄域において、法規制の要求事項を遵守する
- その関係性及び活動が、意図される及び関連する法体系の範囲にあることを確実にする
- 自らの定款、方針、規則及び手順を遵守し、それらを公正かつ公平に適用する
- ステークホルダーの法的権利及び正当な利害を認識する
- すべての法的義務に関する情報を把握しておく
- その遵守を定期的に見直す

5.7 組織は人権の重要性及び普遍性を認識することが望ましい

組織は、次を行うことが望ましい。

- 世界人権宣言に規定されている権利を尊重する
- これらの権利が普遍的なものであること、すなわち、これらの権利はすべての国家、文化及び状況に適用できることを受け入れる
- 人権が保護されていない状況においては、人権を尊重するためにできる限りの措置を講じ、これらの状況を利用しようとしたり、直接又は間接的にこれらの状況に共謀しようとしたりしない

— 法の支配が存在しない、又は法が人権を保護するに十分でないか法が適用されていない状況においては、国際的に認識

された人権の尊重の遵守を達成するために、法規制及びその適用に影響を与える合法的措置を講じる

5.8 組織は国内法及び慣行よりも上位の関連国際規範を尊重することが望ましい

注記: 国際規範の性質及び範囲に関する実用的なガイダンスとなるボックスが提示される予定である。以下の文章はさらに議論しなければならない。

国際規範とは、普遍的又はほぼ普遍的に認識されており、かつ、国際慣習法、一般的に受け入れられている国際法の原則又は条約など国際公法の出所に基づく、原則、期待又は行動基準のことである。

組織は、次を行うことが望ましい。

- 国家が国際規範を尊重しない又国際規範に従わない状況において、直接又は間接的に規範違反に共謀しない
- 国際規範が尊重されない、又は国内法と対立する国において、規範を尊重するよう努力する
- 一つ以上の国で活動を行う場合、かつ国内法の遵守と国際規範の遵守が両立できない状況において、関連する国における活動を見直す
- 当局に影響を与え国際規範遵守の方向に向けさせる立場を確信し強めるために、同業者及び他の組織と取り得る限りの手段をもってつながりをもつ

6 社会的責任の実践

注記: WD3.2の7.にあったいくつかの文はこの6.に移されている。7.の古いバージョンと比較しようとする場合、8.とともに読まれることが望ましい。

注記: この章及び/又は8.に、実施に関するガイダンスをはっきりと表示する図表を提示する。

6.1 一般

組織の実践には、その活動、使用するプロセス及び業務を組織する方法などを含む。この章は、社会的責任に対処しようとする組織に係る、もっとも共通的な実践について考察する。

6.2 社会的責任の特定

6.2.1 一般

組織は次を理解することが望ましい。

- その決定及び活動が社会及び環境に与える影響
- 特定のステークホルダーに与える影響

- － 影響に係る責任ある行動に対する期待又はベストプラクティス

6.2.2 社会的責任の主題及び範囲の特定

組織は、その決定及び活動が他者に対して実際にいかに影響を与えるかの理解、またこれらの影響についての責任ある行動に対する期待を理解することによって、社会的責任を特定することが望ましい。

組織の社会的責任を特定する効果的な方法は、次の中核主題における社会的責任に関する課題に精通することである。

- － 組織統治
- － 人権
- － 労働慣行
- － 環境
- － 公正な事業慣行
- － 消費者課題
- － コミュニティの社会及び経済的発展

これらの主題は、組織が扱うことが望ましいもっとも起こりそうな経済的、環境的及び社会的影響を含んでいる。これらの各主題は7.で考察する。各主題の中で、組織が社会的責任を特定する際に考慮に入れることが望ましい特定の課題について説明する。各課題について、組織の社会的責任に関するいくつかの活動及び期待を提示する。社会的責任を判断するに際し、組織は、組織の活動に関連する各課題を特定するとともに、組織に関連する活動及び期待を特定することが望ましい。もちろん、すべての課題が特定の組織に関連するとは限らない。

これらの課題を整理する方法は他にもある。健康及び安全についての課題並びに経済的な課題などの重要な課題は、7.の複数の主題で取り上げる。

社会的責任を特定する本質は、組織の決定及び活動によってもたらされる課題及びこれらの決定及び活動が持続可能な発展、健康及び社会の繁栄といかに関連するかを特定することである。

組織の社会的責任は、必ずしもその組織の活動のみに限定されない。組織は、自らが監督権又はある程度の影響力をもつ他の組織の行動について責任をもつ。組織の影響範囲には、バリューチェーンの一部又はすべてさえを含むことがある。また、組織が会員である又は参加している公式及び非公式な団体を含むこともある。さらに、ある状況においては、同業組織又は競争相手と考えられる組織を含むこともある。

6.2.3 優先順位の設定

法及び適用される規制の遵守は、すべての組織の社会的責任の基本的な観点である。これ以外に、様々な理由によって、組織は彼らの社会及び環境に関する責任について決定を下すことが望ましい。優先順位を設定する目的は、もっとも重要な責任がそれにふさわしい注目を確実に受けるようにすることである。

一般的に、社会又は自然環境への特定の影響の重要性及び範囲、またこれらの影響と持続可能な開発及び社会の繁栄との関係に基づくアプローチが望ましい。

優先順位の設定には様々な考慮点がある。組織の決定及び活動の影響は、プラスとマイナスの両方があり、社会又は社会の様々な要素に対し異なる帰結をもたらす。さらに、すべての課題が組織又は組織によって影響を受ける人々にとって同等に重要であるとは限らない。ある課題は組織よりも全体として社会に対してより大きな重要性をもつ。ステークホルダーの利害は同一ではないし、あるステークホルダーは組織又は社会にとって他のステークホルダーより重要である。有意義に又は効果的に課題に対処するための組織の能力を考慮に入れることが望ましい。しかし、たとえ課題が限定的にしか影響をもたない他の組織に伴って生じる場合でも、組織は、最大限の影響可能性又はステークホルダーの関心事である課題を考慮することが望ましい。

6.3 ステークホルダーの特定及びエンゲージメント

6.3.1 一般

ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメントは、組織が社会的責任を検討するための効果的な方法である。これらの活動は、社会的責任に係る活動の中心となっている。

6.3.2 ステークホルダーの特定

影響の特定によって、組織はもっとも重要なステークホルダーを特定しやすくなる。組織の活動によってプラス又はマイナスの影響を受けるのは誰か。場合によっては、影響が生じる場所及び時点もステークホルダーの特定に役立つ。

ステークホルダーは様々な及び時には競合する利害をもつ。さらに、組織の他の社会的責任を考慮に入れ、他のステークホルダーの利害と比較し、これらの利害の重み付けを行うことが望ましい。

ステークホルダーは、その利害が組織と関係をもつ個人又は組織である。特定のステークホルダーの重要性を評価する際に組織は次を理解することが望ましい。

－ステークホルダーとその組織との関係性

－ステークホルダーの利害と、より広い社会の利害及び持続可能な発展との関係性

これらの関係性を理解することによって、特定のステークホルダーに関し、組織の社会的責任の相対的重要性を確定することができる。当然、個人及び組織は特定の組織の決定及び活動に関し様々な利害をもつ場合があることを認識することが望ましい。

あるステークホルダーは、他のステークホルダーより重要である。なぜなら、場合によっては、彼らの利害は組織の利害とより密接に関連しているからである。あるステークホルダーは、組織の不可分の一部であると考えられることが望ましい。これには、組織の従業員、株主又は他の所有者を含むことがある。これらのステークホルダーは組織の目的及びその成功に関し共通の利害をもっていることを認識することが望ましい。

ステークホルダーが重要であるとみなされるためには、組織の成功に関し利害をもつ必要はない。社会的責任の観点からは、ステークホルダーの重要性は、持続可能な発展及び社会の繁栄に対するステークホルダーの利害との関係性によって、もっともよく確定される。

組織は、組織とステークホルダーを混同しないことが望ましい。組織のステークホルダーのすべてが、特定の組織に関する利害を代表するのを目的とする組織に所属しているとは限らない。組織は、ステークホルダーグループを代表して発言すると主張する組織の代表性及び信頼性を評価することが望ましい。重要な利害を組織によって正式に代表することが不可能な

場合がある。例えば、野生動物や児童は組織を所有せず、また監督権も持たない。この点に関し、組織は、これらのステークホルダーの利害を保護しようとする信頼性の高い組織の意見に注意を払うことが望ましい。

6.3.3 ステークホルダーエンゲージメント

ステークホルダーエンゲージメントの目的は、組織と一つ以上のステークホルダーとの対話である。誰がステークホルダーかを組織が知ることは重要であるが、組織はすべてのステークホルダーとエンゲージメントを行うことは必ずしも必要ではない。

ほとんどの状況において、組織の社会に対する影響への責任に関する期待を、組織は既知っているか知らされる。そのような期待は、法、規制、広く受け入れられた社会又は文化的期待、及び特定課題に関して確立されたベストプラクティスにおいて見られる。ステークホルダーの利害に係る期待は、7.において、様々な”課題の説明”の後の”関連する活動及び／又は期待”の項で提示される。これらにおいて、期待を知るために、ステークホルダーエンゲージメントは必ずしも必要であるとは限らない。

しかし、組織がいくつかのステークホルダーエンゲージメントを行う重要な理由が他にもある。ステークホルダーエンゲージメントは、例えば株主又は従業員に対する法的義務を達成するために必要な場合がある。組織の決定及び活動に関し有益な効果を増大させるにはどのようにするのが一番であるか、又は組織の決定及び活動に関し有害な効果を減少させるにはどうすればよいかを確定するために利用される場合もある。組織は、組織とステークホルダー間、又は様々なステークホルダー間の相反する利害に組織が対処するために利用する場合もある。

ステークホルダーエンゲージメントは、組織の活動によって予測される結果及びステークホルダーエンゲージメントなしでは得られない結果による影響についてよりよく理解することを助けるという点で、組織の決定に関し情報を提供しうる。それは継続的学習の一部になりうる。ステークホルダーエンゲージメントの目的がステークホルダーの利害と社会全体に対する組織の責任とのつながりを扱うものである場合、ステークホルダーエンゲージメントは、組織の社会的責任につながりがある可能性がある。

ステークホルダーとの対話は、組織がそのパフォーマンスを改善するために見直しを行うための手段となりうる。また、組織がその透明性及びコミュニケーションの信頼性を増す手段となりうる。ステークホルダーとの関係性はパートナーシップなど協力活動の基礎となる場合がある。

組織は、その既に確立された組織の行動に関する期待を回避する方策としてステークホルダーエンゲージメントを使用することは望ましくない。可能な限りステークホルダーとして特定される組織又は個人は、真の利害をもつことが望ましく、また適切な場合かつ実践上、そうした利害をもっともよく代表していることが望ましい。真のステークホルダーエンゲージメントは広報活動ではなく、誠意に基づくことが望ましい。

ステークホルダーエンゲージメントは、組織と一つ以上のステークホルダーとの関係性を変更するために利用しうる。相互に有益な目標を達成するために、組織が一つ以上のステークホルダーとパートナーシップを結ぶ場合に言える。そのような”ウィン・ウィン”の関係はすべてのステークホルダーとの間で可能ではない。すべての真のパートナーシップと同様、すべての当事者は真に独立している必要がある。

組織は次を行うことが望ましい。

- 社会的責任に対処する際にステークホルダーエンゲージメントの価値を認識する
- 組織、ステークホルダー、社会全体の利害に係る際の相反を解消するためステークホルダーエンゲージメントを利用する
- ステークホルダーに対応する

一組織のステークホルダーの利害及びニーズ、並びに組織と接触しエンゲージメントを行うステークホルダーの相対的な能力を認識し尊重する

6.4 組織への社会的責任の統合

組織の社会的責任は、孤立した、時折の又は不定期な活動を通じて対処されることは望ましくない。慈善団体への寄付は社会的に責任ある行動にはなりうるけれども、社会貢献活動は、持続可能な発展及び社会の繁栄に対する組織の決定及び活動の影響に関する責任の代替えとなるものではない。社会的責任は、継続的な努力を必要とし、また、真の意味で、組織の統治、構造、文化及び独自性の不可分な一部となることが望ましい。これは、社会的責任が組織の目的、価値、目標、戦略並びに組織の決定及びプロセスに組み入れられることが望ましいということの意味する。

社会的責任を組織に統合するもっとも重要で効果的な手段は、決定を下し決定事項を実施するシステムの組織統治を通じてである。新たな活動に関するものを含め、決定を下す際、組織はこれらの決定によって他者に対し起こりうる影響について考慮することが望ましい。そうする際、組織は、社会及び環境に対する組織の行動の有害な効果を減少させ、有益な効果を増大させるにはどのようにするのが一番であるかを考慮することが望ましい。決定を下す際に、この目的のために必要とされる資源及び計画について、考慮に入れることが望ましい。

組織は、説明責任、透明性及び倫理的な行動の原則が組織統治に適用され、組織構造に反映されていることを確信することが望ましい。組織は、社会的責任が考慮されていることを確認するために、手順及びプロセスを見直すことが望ましい。

また組織は、責任に対処する際に、既存のマネジメント慣行を適用することが望ましい。計画、強み及び弱みの評価、戦略の開発、目標の設定、資源の割当て、能力開発、並びに活動の定期的な検査及び評価は、社会的責任への対処に関係する組織のパフォーマンスを向上させるために利用しうる。継続的改善などマネジメントプロセスを、この目的に応用できる。

6.5 コミュニケーション

社会的責任に係る多くの活動には、どのような形にせよ、コミュニケーションが関与する。組織においては、組織の社会的責任が理解され、適切に扱われることを確実にするためのコミュニケーションが考えられる。コミュニケーションは、組織内での戦略及び目的に関する意識を高め、従業員の意欲をかき立てる。コミュニケーションは、困難な課題及びパフォーマンス両方を認識するための手段である。コミュニケーションは、学習プロセス及び継続的改善のために重要である。

コミュニケーションは、説明責任及び透明性の原則を適用する際に不可欠な活動である。コミュニケーションでは、社会的責任に関する情報開示に係る法及びその他要求事項を扱う可能性がある。また、誓約及び社会又は特定のステークホルダーの期待についてどの程度遵守しているかを示す可能性がある。

組織は、その運営、製品、サービス及びその他の活動について、定期的に及び公的に情報を伝達することが望ましい。そうする際、組織の影響に関連し社会的責任の中核主題に係る、あらゆる関連する重要課題に対処することが望ましい。また、関係するステークホルダーがアクセスできる方法でそれを行うことが望ましい。

組織の社会的責任に関するコミュニケーションは、組織の評判及びそのパフォーマンスにさえ影響を及ぼす可能性がある。しかしながら、コミュニケーションは、単なる広報活動又は宣伝として扱われることは望ましくない。組織の影響及びこれらの影響に対処する組織の努力に関する情報は、次の特徴を備えていることが望ましい。

一理解可能であることが望ましい:これは、情報を使う人々がもっている知識を考慮に入れて、情報を提供することが望ましい、ということの意味する。使用する言語、及び整理方法を含む資料の提示方法の両方が、情報を受け取ると意図されて

いるステークホルダーにとってアクセス可能であることが望ましい。

- 真実であり正確であることが望ましい: これは、情報が事実として正確で、その目的に適した程度まで十分に詳細であることが望ましい、ということの意味する。
- バランスがとれていることが望ましい: これは、組織の活動の影響に関しプラスとマイナスの情報がともにあることが望ましい、ということの意味する。
- 関連する課題について重要な情報をすべて含んでいることが望ましい。ここでいう重要な、という用語は、真実を提供するためには伏せるせられることが望ましくない情報を指す。この意味では、組織の決定又は活動に関する利害に関しステークホルダーの決定又は理解に影響を与える場合、その情報は重要であると考えられる。
- 時宜になっっていることが望ましい: 古臭い情報は誤解を招くおそれがある。報告すべき期間を理解することによって、組織のパフォーマンスをそれ以前のパフォーマンスと比較すること、また他の組織と比較することさえ可能となる。
- 適切な場合比較可能であることが望ましい。時の経過に沿った組織の影響及び活動の比較、又は同様の組織の影響及び活動との比較を可能にするような情報が提供されることが望ましい。しかし、説明責任のために重要なすべての情報が、他の組織の同様の情報と有効に比較可能とは限らない。

様々な課題に関するコミュニケーションは、関連するステークホルダーのすべてを対象とすることが望ましい。関連するステークホルダーは各課題で同じではない。課題によっては、組織のより広い影響範囲を考慮に入れることが望ましく、幅広い範囲のステークホルダーとコミュニケーションをとることが重要になることがある。

一部の組織は、社会的責任に関する自らの主張の信頼性を高めようとする。信頼性を高める手段は、通常組織独自で行うことはできず、他者とエンゲージメントを行うものが関与する。例えば、組織は、自らの主張を検証する際に、ステークホルダーを関与させることがある。一部の活動に関し、組織は、特定の基準の適用に関する認証を求めることがある。ある状況では、組織の主張又は表明が真実であること、組織の主張が有効なプロセスの結果によることの証明書を発行するために、組織は他者とエンゲージメントを行うことがある。この活動及び発行される証明書は保証と呼ばれる。

7 社会的責任の中核主題

備考: 参考文献及び附属書はまだ完成していないが、IDTFで取り扱う。

7.1 一般

社会及び環境に対する責任の性質を特定し扱うためには、組織は次の中核主題を検討することが望ましい。

— 組織統治

— 人権

— 労働慣行

— 環境

— 公正な事業慣行

— 消費者課題

— コミュニティの社会及び経済的發展

これらの各中核主題は、対応する原則及び考慮点、期待及び／又は関連行動を含み、この項に提示するさまざまな社会的責任の課題を含む。

経済的側面、安全衛生及びサプライチェーンに関する側面は、場合に応じて7つの中核主題すべてにわたって取り扱われている。

注記：社会的責任は動的で、社会及び環境についての関心の進化を反映するものなので、他の課題が将来的に現れる可能性がある。

これらの中核主題の取り扱いは、社会的責任原則に基づくことが望ましい(5.参照)。

組織は、関連をもつ又はその決定及び活動に関連の影響を与えるすべての中核主題及び課題について特定し対処することが望ましい。しかし、組織がこれらの中核主題に取り組むにあたって、あらかじめ決められた順序はない。順序は組織及びその戦略によって異なる。

中核主題の多くは、相互に関係し補完的なものであるが、組織統治の性質は異なるということが認識されている。組織統治は他の中核主題に関する活動を容易にする意思決定及び管理プロセスを提示する。

組織は中核主題及び課題を全体的視点から見ることが望ましい。すなわち、一つの課題に傾倒するのではなく、すべての中核主題及び課題並びにこれらの相互依存性を検討することが望ましい。ある課題だけに絞った特定の改善を行うことによって、他の課題に不利な影響を及ぼしたり、バリューチェーン又は製品及びサービスのライフサイクルに対して不利な影響を生み出したりしないことが望ましい。



図 1 — 7つの中核主題の一覧

備考：新たな図に関し様々な提案がなされている。これらは次の草案段階で検討される。

7.2 組織統治

備考: IDTFではこの項を7.のどの箇所にまたどんな形式で組み入れるかについて同意を得られなかった。この項では何を取り上げるか、また組織統治を扱う正しい箇所は7.なのかについて、疑問が提起されている。

7.2.1 組織統治の概要

7.2.1.1 組織と組織統治

組織統治は、組織がその目的を追求するために決定を下し、その決定を実施するシステムである。組織の種類に応じて、これらの目的は、組織のメンバー、所有者、構成員又はその他によって定義されてもよい。

統治システムは、組織の規模及び種類、並びに組織が活動する経済的、政治的、文化的及び社会的背景によってさまざまであるかもしれない。統治プロセス及び構造は、公式及び非公式両方の多くの異なる形態をとるが、すべての組織は、統治システムの範囲内で決定を下し、決定事項を実施する。組織内の統治システムは、組織の目的を追求する権限及び責任を有する人物又はグループによって指揮される。

7.2.1.2 組織統治と社会的責任

社会的責任の背景における組織統治は、組織が行うことが期待される中核主題であると同時に、社会的責任を実施する組織の能力を増す手段であり、またその他の中核主題に関し活動する際従うものであるという特別な性格をもつ。

この特別な性格は、社会的に責任あることを目標とする組織は、この規格の 5.に提示した説明責任、透明性、法令遵守、倫理的な行動及びステークホルダーへの配慮の原則を実践に組み入れた意思決定システムを設定することが望ましい、という事実から生じる。よき及び／又は社会的に責任ある組織統治に関するその他の原則及び慣行の中には、特定の組織にとって適当なものがあるかもしれない。それゆえ、このリストを網羅的又は限定的なものとしてとらえることは望ましくない。

7.2.1.3 組織統治の社会的責任を果たす組織の利益

このガイダンスに従うことによって、組織はその組織統治の効率を改善することができる。それには次を行うことである。

- 社会及び持続可能な発展に与える影響を考慮に入れることを可能にする
- より簡単に実施されるより良い決定を可能にする
- 組織の目的と関連したパフォーマンスを改善する
- リスク及び機会に対するより良い識別及びマネジメントを可能にする
- 組織のステークホルダーとの関係を改善する
- 正当性を醸成することによって、決定事項を実施する人々及び決定により影響を受けるかもしれない人々の支持及び信頼をさらに高める決定につなげる

7.2.2 原則及び考慮点

効果的な統治は、5.及び6.の原則及び実践を意思決定及び実施に組み入れることに基づく。組織は、組織全体に適用す

る一連の価値観の創造を含め、それら原則及び実践を適用するための具体的な統治プロセス及び構造を開発することが望ましい。

7.2.3 組織統治課題1: 意思決定プロセス及び構造

7.2.3.1 課題の説明

社会的責任に有益な意思決定プロセス及び構造は、5.と6.で言及する原則及び実践の実用的な利用を促進するものである。

すべての組織はある種の意思決定プロセス及び構造をもつ。ある場合—多国籍企業及び政府機関のような場合—そのシステムは非常に形式的で、洗練され、法及び規制に従ってさえいる。その他の場合—大部分の小さい組織のような場合—そのシステムは形式的でなく、組織を代表して意思決定する人の権限及び責任範囲を明確に規定していないことがよくある。しかし、あるゆる場合に、そのプロセス及び構造に社会的責任の原則及び実践を適用する余地がある。

しかるべく意思決定プロセス及び構造を設定することは、組織がその社会的責任活動を実施し、すべての社会的責任の中核主題に関する活動についての期待を達成することに役立つ。またそれによって、組織は社会的に責任ある組織統治による恩恵を得ることができる。

7.2.3.2 関連する活動及び／又は期待

組織は定期的にその意思決定プロセス及び構造を見直し、組織の決定を連絡する能力を改善するための対策を講じることが望ましい。次の事項が検討されることが望ましい。

- 5.で説明する透明性を確立及び実施する環境を組織内に作り醸成する
- 5.で説明する企業の倫理的な行動のための環境を組織内に作り醸成する
- 5.で説明する説明責任の原則を実践するだけでなく、人的、財政的及び天然資源を適切で効果的に使用し、組織の権限範囲内の決定及び活動が組織の目的に一致していることを確信する。また、そのパフォーマンスに関する説明責任を理解する
- 現在のステークホルダーの即時のニーズ及び目的と将来世代の利害とのバランスを図りながら、長期的観点に組織を方向付ける
- すべてのステークホルダーへの影響及びリスクと組織の目的とバランスを図る
- 組織の決定に影響を受ける可能性がある又は影響を受けているステークホルダーとエンゲージメントを行う。また、組織の統治プロセスにおいて正式な役割をもたない者に対しても、十分に検討を払う
- この規格の5.及び8.で提示するこの課題に関するさらなるガイダンス

7.2.4 組織統治課題2: 権限委譲

7.2.4.1 課題の説明

すべての組織はその意思決定プロセスにおいてジレンマ及び対立に直面している。通常これらの対立及びジレンマは権限委譲プロセスの結果である。権限が委譲されるためには、権限をもちそれを委譲する”所有者”及び委譲される権限を受け取

る”受取者”がいなければならない。この関係は組織の種類によってその形式が変わる。例えば、開かれた企業における株主とCEO、NGOにおける審議委員会と理事長、中小企業における所有者と管理者などである。また、権限は様々な組織の階層に委譲されるので、同様の種類の組織内でも様々な形式をとる可能性がある。

権限委譲の構造化されたプロセスは、意思決定をより効果的に行うことを可能にし、組織の使命の達成に貢献する。また、社会的責任の実施を含む組織のあらゆる活動における成功に貢献する。

7.2.4.2 関連する活動及び／又は期待

組織は意思決定プロセス及び構造を定期的に見直し、権限委譲から生じるあらゆる対立を防止する次の措置を講じることが望ましい。

- 個人的見解によって決定が逸脱されることを避けるために、“所有者”及び“受取者”の目的を調整する
- 明確な内部への説明責任の構築及び意思決定者の自立と独立の保証のために、委任及び責任範囲を明確に定義する
- 独裁的な決定の回避及び組織の決定と使命とのよりよい整合性の保証のために、分権的な意思決定プロセスを実施する。多くの組織は分権化を促進する手段として委員会及び他の意思決定様式を利用する。

7.3 人権

7.3.1 人権の概要

7.3.1.1 組織と人権

人権は、人種、皮膚の色、年齢、婚姻状態、妊娠、言語、宗教、政治的又はその他意見、国民的、民族的又は社会的出身、財産、出生、障害、性的嗜好、HIV/AIDSの状態、又はその他のいかなる状態にもかかわらず、すべての人間が有し、欠乏及び恐怖なしに及び尊厳をもって生活するための、基本的権利である。国際連合が1948年に採用した世界人権宣言（UDHR）は、これらの権利を規定する最も広く認識された文書であり、国際人権章典の基礎となるものである。それは協定、慣習法及び国際法、及び各国家又は国家集団によって採用された権利法によって補填される。

国家は、国際法に基づいて及びしばしば自国の憲法又は基本法の観点から、管轄内で人権を尊重し、保護し、充足する義務及び任務を担っている。尊重義務は、国家が、人権の享受の妨害や抑制を控えなければならないことを意味する。保護義務は、国家が、人権濫用から個人及びグループを保護することを要求している。遂行義務は、基本的人権の享受を促進するために国家は積極的な措置を講じることが望ましいということの意味する。

国際法は国家を拘束する。しかし、国際法の基本的原則の中には、すべての個人に対して拘束力を有し、法的責任を伴うものである。これには、拷問、人道に対する罪、奴隷制度及び集団殺害の禁止などを含む。

多くの人権文書は、主に国家と個人との関係を規定しようとするものである。しかし、民間組織及び個人は人権に影響を与えるうるものであり、可能な限りその影響範囲内で人権の達成を推進する責任及び能力をもつことも広く認識されている。

UDHRでは、“すべての個人及びすべての社会機関は、この宣言を常に考慮しながら、教授及び教育によるこれらの権利及び自由の尊重、及び国内及び国際的な漸進的な方法によるこれらの普遍的かつ効果的な認知及び遵守の確定を促進する

ようしなければならない”と述べている。

影響範囲の概念の意味するところは、組織は直接及び間接的に人権に影響を与えるということである。組織の人権に係る義務は次に適用される。

- －安全かつ健康な労働条件の提供、結社の自由、無差別など職場内（ある組織の人権に係る義務は、職場内、職場外及びより広いコミュニティ内で適用される）
- －個人及び集団に係る武力使用基準の尊重など職場外
- －地域コミュニティの暮らしの保護及び公開討論への貢献などより広いコミュニティ内

人権は市民的及び政治的権利、及び経済的、社会的、文化的権利、に分類されるかもしれない。この項は、これら二つの広い分類による権利に典型的な要素を簡潔に述べるもので、特に、この規格の利用者が自身の環境に適したやり方で自身の活動及び影響範囲内に人権の尊重及び促進をいかに組み入れるかについて述べる。この項は、人権の網羅的又は最終的なリストを提示するものではなく、法的ガイダンスの提供を意図するものでもない。この項は、既存のあらゆる人権に関する文書の立場を損なうものと解釈されてはならない。

7.3.1.2 人権と社会的責任

人権の達成に主要な責任を負うのは国家であるとしても、すべての組織は、直接的及び間接的に、人権の享受に影響をおよぼす可能性をもつ。

国際法の基本的原則の中には、すべての個人に対して拘束力を有し、法的責任を伴うものもある。国際刑事裁判所は、個人の刑事責任という概念をうまく確立しており、国際刑事裁判所の判例はこの問題に関する重要な指針となりつつある。実際、拷問、人道に対する罪、奴隷制度及び集団殺害の禁止など、国際的な義務の中にはすべての国際コミュニティの義務であるものがある（国際法の強行規範と呼ばれる場合もある）。特定の国際犯罪に関して、法人団体を国の裁判所で起訴するために国家法令を採択している国もある。国によっては、国家主体による国際法違反に結びつく行動によって引き起こされた損害に関して、個人及び組織が補償を支払う義務があるかもしれない。

7.3.1.3 人権分野で社会的に責任ある行動を実施する組織の利益

人権の尊重は、公衆の注目をますます引いているテーマであり、この範囲において個人の組織にはより大きな責任があることを認識する傾向がある。組織が人権を尊重していないと認識されることは、その組織の名声に重大なダメージを与えるであろう。このダメージは、組織がその目的を達成できなくなるほど厳しい場合もある。人権課題に無感覚でいることは、重大なモラル崩壊とみなされがちである。とりわけ従業員の誠実さの弱体化及び公共の信頼の喪失は厳しい結果をもたらすであろう。一方、人権範囲における責任を認識する組織は、さらなる公衆の名声及びこの名声からの恩恵を享受する可能性が高いであろう。

7.3.2 原則及び考慮点

7.3.2.1 原則

人権を統べる主要な原則の一つは普遍的かつ不可分ということである。

人権は、固有で、不可譲で、普遍的で、不可分で、相互依存性があると考えられる。

—その人類共通性ゆえすべての人に備わっているという点で人権は固有なものである。

—人々は政府又はその他のいかなる機関によっても人権をあきらめさせられる又は奪い取られることには我慢できないという点で、人権は不可譲なものである。

—人種、皮膚の色、婚姻状態、妊娠、言語、宗教、政治的又はその他意見、国民的、民族的又は社会的出身、財産、出生、障害、性的嗜好、HIV/AIDSの状態、又はその他のいかなる状態にもかかわらずすべての人間に適用されるという点で、人権は普遍的なものである。

—権利は等しく重要であるという点で人権は不可分なものである。また、ある権利の実現は他の権利の実現に貢献するという点で人権は相互依存性がある。

7.3.2.2 考慮点

組織が特にリスク分析から恩恵を得る人権リスク状況がある。組織は人権の促進及び遵守に関する課題を扱うことによって、時には困難やジレンマに直面するかもしれない。ある背景においては、特定の困難及び人権侵害又は人権濫用への加担のリスクが高い状況が起きるかもしれない。困難やジレンマは次のような状況及び環境で活動している場合発現する可能性がもっとも高い。

- 紛争又は極端な政治的不安定、あるいは貧困、早魃又は自然災害
- 採取活動又は水、森林、大気などの天然資源及び崩壊したコミュニティに頻繁に重大な影響を与える活動への参加
- 先住民族のコミュニティ近傍での活動
- 子どもに影響を及ぼす活動又は子どもを関与させる活動
- 汚職文化
- 法の保護なしに非公式に行われる労働を含む複雑なサプライチェーン
- 土地又はその他資産の安全を確実にする広範な対策の必要がある場合

人権が濫用されていた又は濫用されている状況はしばしば組織にとって非常に複雑なものである。組織は人権を侵害する可能性のある活動又は人権侵害に寄与する活動には決して関与してはならない。濫用が実際に起こった場合には、その対応について非常に慎重にかつ注意深く検討することが望ましい。特に、濫用を悪化させたりその他の濫用を引き起こしたりしないことが重要である。

進行する人権濫用の状況に対応するには慎重な活動を必要とする。特にこれらの状況が一つ以上当てはまる環境下において活動する場合、組織は行動すべきか及びいかに行動すべきかについて困難で複雑な判断をする必要性に直面するであろう。簡単な公式又は解決法がない間は、あらゆる判断において(この文書に言及されたすべてを含めた)人権の全体的な向上を促進及び擁護することに基礎を置くことが望ましい。また組織は、人権侵害が起こる状況の複雑さをもって活動しない言い訳としないようにする一方で、希望する目的が現実には達成されるようその活動の結果起こる可能性について検討することが望ましい。

ある状況及び背景において組織が直面する人権に関する困難について簡単で一般的な解決策はない。しかし、(人間の)権利に基づくアプローチを採用することは、組織がリスク及び困難を特定しよりよい管理をすることを助けるであろう。権利の分析をすることによって、優先順位及び関心がわかり、困難時の及び対立を解決する対応のための手順及び戦略に関する概念をつくることができるかもしれない。

‘(人間の)権利に基づくアプローチ’とは、組織がその活動する又はその他の方法で接触する社会のすべての人々が普遍的権利をもつことを受入れ、また組織がその行動が人権の享受に対して及ぼしうる影響を考慮に入れることを意味する。組織が下すあらゆる決定においてこうした普遍的権利の尊重を目指すことが望ましい。権利の分析を採用することにより、行動の前の意思決定に寄与するリスクに光を当てることが可能になる。それはまた、組織が組織を取り巻く人間の観点で困難及びジレンマを理解することを可能にする。また組織は、あるステークホルダーグループ又はその他のグループの利害が別のグループの利害と対立する‘権利の競合’に直面するかもしれない。

(人間の)権利に基づくアプローチは個人又はグループの権利を出発点とする。それは次に従うものである。

－危険にさらされている又は脅威を受けている権利の特定

－国際的な人権基準の観点からみた組織の責任の特定

－徹底的な状況評価に従った適切な一連の活動の設定

－実施及びフォローアップ

このアプローチの実施には全般的な方針及び特定のマネジメント慣行両方の作成を含むかもしれない。誓約及び方針で組織の慣行を通知してもよい。加えて、組織は影響範囲の中でこのアプローチを推進することを試みてよい

7.3.3 人権課題1:無差別及び社会的弱者への関心

7.3.3.1 課題の説明

無差別は、国際的な人権法の最も基本的な原則の一つである。原則が意味するところは、人種、皮膚の色、性、年齢、婚姻状態、妊娠、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民的、民族的又は社会的出身、財産、出生、障害、性的嗜好、HIV/AIDSの状態又は他のいかなる状態など何らの区別に関係なく誰でも人権を享受する権利を有する、ということである。組織はこの原則を尊重し、無差別及びすべて人々の平等な処遇に実際的な効果を与えることが望ましい。

特定のグループ又は特定のカテゴリーの人々は人権濫用に対してより脆弱である。絶え間ない差別を受けて不利な立場が定着するに至っているグループはさらなる差別に対してより脆弱である。女性、児童、先住民及びマイノリティグループを含む社会的弱者の人権には特別な注意が払われることが望ましい。

無差別の原則の適用及び社会的に脆弱な個人及びグループの向上に特別な注意を払うことによって、それらの個人及びグループに恩恵を与えることは明らかであるとともに、全体として組織及び社会にも恩恵を与える。社会の全分野の才能を利用し恩恵を得ることができる組織は、その目的追及においてより高い実績を上げる。また、社会及びその構成要素は、社会の主要な活動におけるすべての市民及び個人の最大限の参加によって恩恵を得て、当然の帰結としてより大きな社会の調和の達成並びに階級及び社会的緊張の低減となる。

7.3.3.2 関連する活動及び／又は期待

組織は、次をすることが望ましい。

－人種、皮膚の色、性、年齢、婚姻状態、妊娠、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民的、民族的又は社会的出身、財産、出生、障害、性的嗜好、HIV/AIDSの状態又は他のいかなる状態でも人々を差別しない。

- 一 国家及び民間関係者との直接又は間接取引における差別を容認しない。
- 一 実現可能な場合、差別を改善することに貢献する。例えば歴史的に差別されているグループの人々を雇用するよう特別に努力したり又はそのグループの人々によって運営されている組織と取引をしたり、実現可能な場合、十分なアクセスをもたないグループのための教育、インフラ又は社会サービスへのアクセスを増やす努力を支援するなどである。

組織がなじみのない環境で活動する場合、地域状況及び社会の原動力に敏感でいること、また人々が自身の文化を享受し自身の宗教及び言語を実践することを許容するのを含め、文化的及びその他の多様性に関する十分な尊重を促進することが特に重要である。

内部運営並びにより広い経済及び社会的発展への貢献の両方における組織の方針及び活動に関し、女性の権利を尊重し、経済、社会及び政治的側面における男女の平等な取扱いを促進することが望ましい。

子どもに影響を与える又は与える可能性があるすべての活動に関し、子どもの最善の利益についてまず考慮することが望ましい。無差別、子どもの生命に対する権利、生存、発達の権利及び表現の自由を含む子どもの権利に関する条約の原則は、尊重され考慮に入れられることが望ましい。

移民及び出稼ぎ労働者もまた社会的弱者である。組織はその運営において移民を差別することを避けることが望ましく、また出稼ぎ労働者とその家族の人権尊重の雰囲気促進に貢献することが望ましい。

障害をもつ人々はその技能及び能力について誤解があるのでその意味で弱者である。組織は、障害をもつ男女に尊厳及び自立が与えられることが確実にできるよう貢献することが望ましい。すなわち障害をもつ男女は雇用慣行において差別にさらされず、組織は障害をもつ人々の尊厳及び自立、彼らの社会への十分な調和及び参加の促進に貢献するということである。

7.3.4 人権課題2: 共謀の回避

7.3.4.1 課題の説明

組織は関連組織が犯す濫用を何らかの方法で正当化しこれを寛大に扱う若しくは故意に無視する場合、又は人権濫用の犯行を助ける実質的な幫助若しくは奨励を故意に提供する場合、人権濫用において共謀しているとみなされるかもしれない。それゆえ共謀は直接的又は間接的でありうる。これは人権を侵害している国家又は非国家主体とのつながり又は協力によって引き起こされうる。

人権濫用の共謀の回避は、組織の影響範囲内での人権促進だけを意味するわけではない。

7.3.4.2 関連する活動及び／又は期待

人権侵害に共謀するのを避けるために組織は次を行うことが望ましい。

一 直接的であれ間接的であれ、他人が犯す人権侵害を積極的に幫助することを避ける。例えば、人権侵害のために利用されると分かっている情報を政府に提供するのを避ける。

一 政府が契約を遂行するにあたって人権濫用をする可能性が高いということを知っている又は知るはずだった場合、政府と協同することを避ける。例えば、強制的に人々を移動させる場合。

一 人権侵害を積極的に幫助又は引き起こすわけではないとしても、人権侵害から利益を享受することを避ける。例えば、組織の活動に対する平和的な抗議を鎮静する又は組織の施設を警備している間に抑圧的な施策をとるなど保安部隊が犯

す濫用。

一組織的又は継続的な人権侵害を前にした場合、はっきりと意見を言い、沈黙を守ったり又は反応なしとしたりしない。

7.3.5 人権課題3: 市民的及び政治的権利

7.3.5.1 課題の説明

市民的及び政治的権利には、生命に対する権利、拷問からの自由権、個人の安全、自由及び品位並びに刑事責任に直面する場合の法に基づく適正な手続き及び公正な聴取の権利のように絶対的な権利がある。さらに、市民的及び政治的権利には、意見及び表現の自由、平和的集会及び結社の自由、宗教選択及び信仰の自由、信条の自由、家族、家庭又は通信への恣意的干渉からの自由並びにプライバシー、公共サービスへのアクセス権及び参政権などがある。

これらの権利を国内法で保証し支持する義務は主に国家にある。生命に対する権利などこれらのたいていの権利について、違反する民間人及び組織は通常刑事罰を課される。しかし、これらの権利はまた、公営及び民間組織の両方、またこの規格の利用者に関係し、活動の背景など周辺方向に向けられる。

市民的及び政治的権利を成功裏に扱っている組織は、批判、表現の自由及び多様性を許容し評価している。それらの組織は、直接的なステークホルダーとの作業及び取引関係の改善並びに多様性ある革新的な思考、技術、文化に関する比較優位から恩恵を得る。また、それらの組織は、他者の尊敬を獲得し社会的責任分野でのリーダーとしての地位を高める。

7.3.5.2 関連する活動及び／又は期待

一組織は個人の生命に対する権利を常に尊重し、慎重な分析の後、人権濫用に共謀しない方法で活動に着手することができるということを確信できない限り、政府が人々の生命に対する権利を尊重しない地域及び国家が恣意的に人命を奪う又は人々に拷問を加える地域における活動に着手することを控えることが望ましい。

一組織は意見及び表現の自由の尊重及び寛容を励行することが望ましい。すなわち、国境を問わずあらゆるメディアを通じて情報及びアイデアを求め、受け取り、与える権利に干渉しないことが望ましい。これには、意見を持ち、内部的及び外部的に組織を批判する自由を含む。組織はいかなる人の見解又は意見も抑圧しようとすることは望ましくない。表現、平和的な集会、結社の自由の権利は尊重されることが望ましい。

一組織は、組織内で懲戒措置をとる前に、適正な手続き及び公正な聴取の権利を尊重することが望ましい。あらゆる懲戒措置はつりあいがとれていることが望ましく、体罰又は非人道的若しくは屈辱的な処遇を含まないことが望ましい。

一組織は、従業員及びその他のプライバシー及び家族生活の権利の尊重を励行することが望ましい。

一組織は、例えば組織の活動によって影響を受ける人の信念及び意見など、多様性の寛容を励行することが望ましい。

ボックス 1 安全保障体制及び人権

すべての組織は、政府又は民間の警察を含め組織とつながりのある保安体制が人権を尊重しており、法の執行に関する国際的な国連基準及び規範と合致していることを検証することが望ましい。保安体制には、拷問、残虐で

非人道的又は屈辱的な処遇及び過大な武力の使用を防止するための措置を含めることが望ましい。すべての保安要員(雇用されている要員又は契約している要員)は、人権基準の遵守を含め適切に訓練されていることが望ましい。組織は保安部隊との契約のため及び人権侵害の経歴がある保安要員を雇用しないために明確な規則を構築することが望ましい。保安体制又は保安要員に関する苦情は迅速かつ独立した形で対処及び調査されることが望ましい。治安部隊又は警察を供給している組織はあらゆる形態の人権侵害を防止するための措置を取ることが望ましい。そのような措置には要員に対する十分な訓練及び要員の行動の監督、監視を含む。

7.3.6 人権課題4: 社会的、経済的及び文化的権利

7.3.6.1 課題の説明

世界人権宣言は、すべての人は社会の構成員として尊厳及び人間開発に不可欠な社会的、経済的、及び文化的権利をもつ、と謳っている。これには、教育を受ける権利及び特にもっともな報酬又は社会保障を通じた十分な食糧、衣類、医療を含む適正な生活水準への権利を含む。

ここでの主要な責任も国家にあり、国家は途上国の発展を援助することが推奨される。しかし、組織もまたそのような権利の実現を妨害又は抑制する行動を控えることを含め、これらの権利の実現に貢献することが望ましい。そうする際、組織の活動は、食糧、衣類、住宅、医療、及び失業、病気、障害、寡婦状態、老齢、その他制御できない状況による生計の欠乏時に対する保障権など必要な社会的保護を含め、すべての人は本人及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を享受すべきという理念の認識に基づくことが望ましい。また組織の活動は、すべての人は教育を受ける権利があり、親には子に与える教育の種類を選択する権利があり、また教育は人間の個性及び尊厳の十分な開発に向けられるべきという理念に基づくことが望ましい。

7.3.6.2 関連する活動及び／又は期待[草案者の注記:この項の内容についてさらなら作業を必要とする]

一組織は、食糧、衣類、住宅、医療、及び失業、病気、障害、寡婦状態、老齢、その他制御できない状況による生計の欠乏時に対する保障権など必要な社会的保護を含め、すべての人の本人及び家族の健康及び福祉を満たすのに十分な生活水準に関する権利を尊重することが望ましい。例えば組織は、たとえ国内法でより低い基準を許可していたとしても、賃金によって適正な生活水準が満たされることを確実にすることが望ましい。

一組織は水などの必要不可欠な製品又は資源へのアクセスを制限又は拒否しないことが望ましい。そのような商品又はサービスを民営化する場合、それらに対するアクセスの可能性を制限しないよう、特別な配慮が行われることが望ましい。また組織は、所得はこれらの権利にアクセスするのに十分な注意を払うことが望ましい。

一組織はすべての人の到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を尊重することが望ましい。活動、商品及びサービス並びに新しいプロジェクトは、地域住民及びエンドユーザーなどの人権を含む人権及び安全衛生に対する潜在的影響の評価を必要とする場合がある。

一組織はすべての人の教育を受ける権利及び親が子に与える教育の種類を選択する権利を尊重することが望ましい。組織は発生する可能性がある直接的な被害とは別に、児童の雇用は教育の機会を奪ってしまう可能性があることに留意することが望ましい。最低雇用年齢及び若年労働者に関する国際基準が尊重されることが望ましい。

一組織は、成人男女が何らの制限なしに婚姻し家庭をつくる権利を尊重することが望ましい。組織は、従業員が家庭生活と両立できる労働条件を整備することが望ましい。病気の子供の世話、出産又はその他家庭の責任を果たすための休暇を

取得できるのに必要な労働時間を設定することが望ましい。家族生活の権利の尊重には、従業員が婚姻する及び家庭をつくる権利を妨げない、入籍に基づく差別をしない、新生児のいる家族に育児休暇を提供する並びに仕事と生活のバランスを推進することを伴う。

一組織は、すべての人の思想、良心、宗教及び文化の自由に対する権利を尊重することが望ましい。これには、自身の宗教又は信条を変更する自由、単独又は他者とのコミュニティで公的又は私的に布教、習慣、礼拝及び儀式において宗教又は信念を表明する自由が含まれる。

一組織は、すべての人の単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を尊重することが望ましい。組織は所有権者に知的及び物質的権利に対する相応の補償をすることが望ましい。先住民の経験豊かな知識は彼らの知的財産といえるかもしれない。組織はそのメンバーによって開発された作品の知的所有権に関する方針を公表することが望ましい。

7.3.7 人権課題5: 労働における基本的権利

7.3.7.1 課題の説明

この項では、国際労働機関(ILO)(ボックス2参照)で労働における基本的権利として特定及び指定された人権を取り扱う。それには次を含む。

一結社の自由及び団体交渉の自由の認識

一強制労働又は拘束労働の排除

一児童労働の廃絶

一雇用及び労働世界における差別の排除

7.3.7.2 関連する活動及び／又は期待

これらの権利は多くの社会で立法化されている。追加で考慮することとしては次を含む。

一**結社の自由及び団体交渉の自由**。労働者が結成又は参加する代表組織は団体交渉の目的のために認められることが望ましい。労働者が選択する場合、雇用条件は自発的な団体交渉によって決定されてもよく、労働者の代表は、彼らの効果的な活動を可能にする施設を供与されること、また彼らの役割を果たすことが干渉なしに認められることが望ましい。団体協定には紛争解決のための規定を含めることが望ましい。労働者の代表は有意義な交渉のために必要とされる情報の提供を受けることが望ましい。さらなる情報、特に結社の自由及び団体交渉の自由が社会的対話にどのように関連するかについては7.4を参照すること。

一**強制労働**。組織は、強制労働又は拘束労働に係ったり、強制労働又は拘束労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。何人も、刑罰の脅迫の下又は志願しない場合に、いかなる労働又はサービスも強制されることは望ましくない。組織は、囚人が裁判所で非罪判決を受けない限り、またその労働が国家機関の監督及び管理下でない限り、囚人労働に係ったり囚人労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。さらに囚人労働は、それが自発的に行われているということが、とりわけ公正かつ適切な雇用条件から明らかでない限り、民間組織によって使用されることは望ましくない。

一**児童労働**。組織は児童労働に留意し、児童労働に係ったり児童労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。最低雇用年齢は国際文書に規定されている。国際労働基準では一般的に15歳、いくつかの発展途上国では14歳という最低雇用

年齢を定めている。労働の性質又は労働が実施される状況によって、18歳未満の児童及び若年者は健康、安全又は道徳を害する恐れのある労働に雇用されることは望ましくない。

一無差別。組織は、その雇用対策について性、人種又はその他先入観がないこと並びに給与、雇用条件及び雇用方針が客観的な職務評価に基づいていることを確認することが望ましい。

7.4 労働慣行

7.4.1 労働慣行の概要

7.4.1.1 組織と労働慣行

組織の労働慣行は、組織内で組織によって又は組織の代理で行われる労働に関連するすべての方針及び慣行を網羅する。

従って労働慣行という言葉は、組織とその直接従業員との関係、若しくは組織が所有又は直接管理する職場で持つかもしれない責任を超えて適用される。労働慣行には、下請け労働を含め他者が組織の代理として行った労働についての組織の責任を含む。

労働慣行は、労働者の採用及び昇進、懲戒及び苦情対応制度、労働者の異動及び配置転換、雇用の終了、訓練及びスキル開発、健康、安全及び労働衛生、並びに労働条件に影響を及ぼすあらゆる方針又は慣行を包含する。また、労働慣行には、労働者組織の認識並びに雇用に関する課題に取り組むための団体交渉、社会的対話、三者協議への組織の代表者選出及び参加を含む。

7.4.1.2 労働慣行と社会的責任

雇用創出、行った仕事に対して支払われる賃金及びその他の報酬は、組織が経済及び社会に対して与える最も重要な影響である。有意義かつ生産的な労働は、十分に安定した雇用を通じた生活水準の改善による人間開発における必要不可欠な要素である。その欠如は社会問題の主な原因の一つである。労働慣行は法の支配の尊重及び社会に存在する公正意識に対して大きな影響がある。社会的に責任のある労働慣行は社会の正義及び安定にとって必要不可欠である。

7.4.1.3 労働慣行で社会的責任を果たす組織の利益

組織の労働慣行は、従業員の採用、動機付け及び定着に関する組織の能力について重大な影響をもつ可能性があり、従って組織の目的を達成する能力にも重大な影響をもつ可能性がある。また労働慣行は、組織の評判に関しても重大な影響を持つ可能性がある。

7.4.2 原則及び考慮点

7.4.2.1 原則

ILOの1944年フィラデルフィア宣言において謳われた基本的原則とは、労働が商品でないということである。つまり、男女の労働者は、生産要素及び商品に適用されるのと同様の市場要因に従う要素として扱われることは望ましくないということである。労働者固有の脆弱性及び彼らの基本的権利を保護する必要性は、世界人権宣言及び経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約に反映されている。関連する原則には、すべての人が自由に選択した労働によって生活の糧を得る権利並びに公正かつ好ましい労働条件を得る権利を含む。

7.4.2.2 考慮点

多くの国際的に承認されている人権は労働に関連している。すべての労働者にとって、自身の組織を結成する又は自身の組織に参加し雇用者と団体交渉する権利、雇用及び職業に関して差別を受けない権利、並びに児童労働及び強制労働を受けない権利は、すべて基本的な人権である。これらの人権については7.3でより詳細に提示している。これらの権利は労働における基本的権利としてILOによっても承認され、中核的条約として参照される8つの条約の中で表明されている。またその他多くのILO条約及び勧告は、世界人権宣言及び7.3.7で言及されたその2つの誓約における規定に対して実質的な意味を与えている。

労働者¹⁾のために公正かつ公平な処遇を確実にする主たる責任は政府にある。これは、世界人権宣言およびILO労働基準の基礎をなす原則と一致した法の策定、それら法の維持、並びにそれらが維持されていない場合には労働者及び組織が司法に対する必要なアクセス手段を有していることを確実にすることによって達成される。

政府がそれらの法を策定及び維持できていない場合、その環境で活動する組織は、その失策を利用することなく、これらの国際文書及び法の精神又は意図の基礎をなす原則を自身で遵守することが望ましい。主要な考慮点には、協業及び団体交渉が社会的に責任ある方法で行動する組織のための基礎であることが望ましい、ということがある。

上記で考慮されたような国家機関としての政府と雇用者としての政府との役割を区別することが重要である。政府機関又は国営組織は、他の組織が労働慣行に対してもつ責任と同じ責任を負う。

7.4.3 労働慣行課題1: 雇用及び雇用関係

7.4.3.1 課題の説明

人間開発のための雇用の重要性は普遍的に認められている。組織は、雇用者として、社会で最も広範囲に認められた目的の一つ、すなわち完全かつ確実な雇用を通じた生活水準の改善に貢献する。

すべての国は労働を行うべき法的枠組みを提供する。さまざまな法的システムがあるが、雇用関係は普遍的な概念である。その概念とは、労働を提供する対象である人又は組織に対して従属関係及び依存関係にあるほとんどの労働者は商業的関係において雇用者と平等の当事者であるかのように扱われることは望ましくない、と認めるものである。その相違は労働法又は雇用法の根本的な基礎である。

雇用関係では、社会の利益のために雇用者及び従業員の両方に対して権利を与え義務を課す。

すべての労働が雇用関係の範囲内で行われるというわけではない。労働及びサービスは自営業者の男女によっても行われる。しかし、ここにおいても、社会及び労働を行う個人に対する適切な法的及び制度的枠組みの重要性が認識されることが望ましい。すべての契約当事者は自身の権利及び責任を理解し、契約条件が尊重されない場合には償還請求する権利を有する。

この文脈において、労働は報酬の対価として行われる作業と理解されており、純粋なボランティアによって取り組まれた活動は含まない。しかし、刑事責任及び注意義務などに関連する義務の遂行及び充足のためにすべての組織が導入することが

1) “従業員”という用語は国内法又は国内慣習において“雇用関係”としての関係を認められる個人を指す。“労働者”という用語はより一般的な用語であり、労働を行うすべての人を指す。“労働者”という用語は従業員又は自営業者を指すことがある。

望ましい方針及び措置は、ボランティアが関与している場合にも考慮に入れられることが望ましい。

7.4.3.2 関連する活動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

— 行われたすべての労働が、法的に従業員である又は自営であると認められた男女によって履行されることを確実にする。

— 法律の下では雇用関係であると認められる関係を偽って、法律が雇用者に課している義務を回避しようとするしない。

— 個々の労働者及び社会の両方に対する安定した雇用の重要性を認識する。有効な労働力計画を使用し、場当たりの労働力の使用又は一時的な労働力の過度な使用を回避する。ただし労働の性質が純粋に短期的又は季節的なものである場合を除く。

— 雇用に影響を及ぼす閉鎖などの組織運営の変更を検討する場合、妥当な通知及び時宜にかなった情報を与え、存在する場合労働者の代表とともに共同で悪影響を可能な限り軽減する方法を検討する。

— 雇用慣行における差別を取り除き、女性、障害のある労働者及び若年労働者、高齢労働者、移住者、先住民などその他の社会的弱者に平等な機会を与える。

— 恣意的又は差別的な解雇慣行に関与しない。

— 法的に認められた組織、又は雇用者の責任を引き受け、適切な労働を提供することができ、かつその意思がある組織に対してのみ労働を下請けに出す。これには、法的に認められていない労働仲介者及び労働履行者に法的権利を与えない労働を行わせるためにその他の手配を行う者は除外される。この点で、組織は、例えば供給業者及び下請業者などの取引相手である組織について、すべての労働が適切な法律上及び制度上の枠組み内で遂行されるということを労働慣行によって義務付けている合法的企業であることを確認するための措置を講じることが望ましい。

— パートナー、供給業者又は下請業者の不公正、搾取的又は虐待的な労働慣行から利益を得ない。組織は、他の組織が代理で行った労働に関し、行使する管理の割合に比例した形及び関係している労働者の権利が尊重されないかもしれないという可能性をもって、責任を負うことが望ましい。こうした状況に応じ、これらの責任に取り組むための合理的な努力として、供給業者及び下請業者に対して契約上の義務を生じさせること、予告なしの訪問及び査察を行うこと、請負業者及び仲介人の監督の際に適正な注意を払うことを含む。供給業者及び下請業者が労働慣行の規範に準拠することを期待されている場合、規範は世界人権宣言及び関連するILO労働基準の基礎となる原則と一致していることが望ましい。サプライチェーンにおける責任に関する追加的情報については7.6.6を参照すること。

— 国際的に活動している場合、ホスト国の国民の雇用、職業開発、昇進及び出世を優先する。これには、現実的な場合に地域の企業を通して調達及び流通を行うことを含む。

ボックス 2 国際労働機関

国際労働機関は、国際労働基準を設定する目的で設立された三者構造(政府、労働者、雇用者)を有する国連機関である。この最低限度の基準はあらゆる所で労働者に適用され、搾取及び濫用に基づいた不正競争を予防することを目的とする。ILO基準には技術的に十分な情報があり、雇用者、労働者、政府から支持されている。また、

この三者は世界的レベルでの交渉によってILO基準を採用している。ILO基準の意義及びその適切な適用はILO監督機構によって入念に練り上げられたものであり、この判例はガイダンス及びグッドプラクティスの源となることができる。ILO条約及び勧告、1998年の労働における基本的原則・権利に関するILO宣言、1997年のILO多国籍企業及び社会的政策に関する原則の三者宣言(2006年に最終改定)は、労働慣行及びその他の重要な社会的課題に関して最も権威のあるガイダンスとなっている。ILOは男女のための適切かつ生産的な労働を得る機会を促進することを目指している。適切かつ生産的な労働とは、ILOの定義では自由、公平、安全及び人間の尊厳が存在する状況下で遂行される労働である。

7.4.4 労働慣行課題2: 労働条件及び社会的保護

7.4.4.1 課題の説明

労働条件には、賃金及びその他の形態の報酬、労働時間、休憩時間、休日、懲戒及び解雇慣行、母性保護、仕事と生活のバランス並びにその他の多くの主題が含まれている。労働条件の多くは、国内法規制又は労働の対象となる者及び労働を行う者を法的に拘束する協定によって決定する。雇用者は労働条件の多くを決定することができる。

労働条件は労働者及びその家族の生活の質を決定する。それらは国内経済の基礎も形成する。労働条件の質について公正かつ適切な検討をすることが望ましい。

社会的保護とは、業務上負傷、病気、妊娠、親子関係、老齢、失業、障害又は他の何らかの財政的困難の場合における収入の減少又は喪失に対するすべての保障を指す。社会的保護は、人間の尊厳を守ること並びに公正及び社会正義の意識を確立することに重要な役割を果たす。

7.4.4.2 関連する活動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 労働条件が国内法規制に従っており、関連する国際労働基準と少なくとも一致していることを確認する。
- その他適用される法的拘束力がある協定を通して設定されるよりも高度な水準の規定を尊重する。
- 国家法がない場合、少なくともILOが規定する国際労働基準で定義された最低限度の規定を考慮する。
- 賃金、労働時間、週休、安全衛生及び母性保護に関して適切な労働条件を与える。またこれらの条件は、関係する国又は地域における類似の雇用者から与えられる条件と比較して労働者に対してより不利なものであることは望ましくない。
- 例えば関連の団体交渉で包括されているとおりに、国内法令及び慣行等に従って可能な限り最良の賃金及びその他の労働条件を与える。組織は少なくとも労働者及びその家族の必要のため十分な賃金を支払うことが望ましい。その際、経済的発展の要件、生産性のレベル並びに高いレベルの雇用を達成及び維持するために望ましいことなどの経済的な要因と同様、その国の賃金、生計、社会保障給付金の一般的なレベル及び他の社会集団の関連生活水準を考慮に入れることが望ましい。これらの関心事の間のつりあいを保つ際、組織は労働者と共同で交渉を行うことが望ましい。
- 法律又は団体協約で許可された規制又は控除のみに従い、関係する労働者に対して直接賃金を支払う。

—組織が活動する国家の背景において、労働者の社会的保護の規定に関する義務を負うことを認識する。またこれらの義務を逃れようとすることは望ましくない。

—法規制又は団体協約で設定される所定又は同意した労働時間の遵守に対する男女の労働者の権利を尊重する。いずれにせよ労働者は週に48時間を超える労働を常習的に求められることは望ましくない。また労働者は7日間ごとに少なくとも1日の休暇を与えられ、少なくとも3週間の年次有給休暇を受ける資格を有することが望ましい。

—労働者に対し国内法令及び慣行に従って時間外労働の報酬を与えることが望ましい。労働者に時間外労働を要請する場合、組織は関係する労働者の特有の脆弱性及び労働に内在するあらゆる危険を認識することが望ましい。組織は強制的な及び代償のない時間外労働を禁止する法規制を守ることが望ましい。また、組織は強制労働に関する労働者の基本的人権を常に尊重することが望ましい。

—可能な限り週休に関する国の又は宗教的な伝統及び慣習の遵守を許可する。

7.4.5 労働慣行課題3: 社会的対話

7.4.5.1 課題の説明

社会的対話には、経済的及び社会的課題に係り共通に利害のある主題に関する、政府の代表、雇用者及び労働者間のすべての種類の交渉、協議、情報交換を含む。これは彼らの利益に影響を与える事項について雇用者と従業員との間で行われる。また立法および国内の社会的政策のようなより広範な課題がかかわる場合、政府を含めうる。

社会的対話は独立した当事者を必要とする。国内法規制又は団体協約に従い、労働組合のメンバー又は関連の労働者のいずれかによって純正な労働者代表が自由に選出される。彼らは政府又は雇用者によって指定される個人でない。社会的対話は、企業レベルの情報及び協議機構(例えば労使協議会)並びに団体交渉などさまざまな形態をとる。労働組合は選ばれた労働者代表として、社会的対話において特に重要な役割を果たす。

社会的対話は、雇用者と労働者は競合する及び共通の利害両方を持ち、多くの国の産業関係及び統治に重大な役割を果たしているという認識に基づく。

効果的な社会的対話は、雇用者及び労働者双方の優先事項及びニーズを考慮に入れた方針の開発又は問題解決のための仕組みを提供し、その結果、組織及び社会の両方にとって有意義で持続可能な結果を導く。社会的対話は、職場における参加及び民主主義の原則を確立し、また健全な労働管理関係の構築に貢献することができる。このようにして、費用のかかる労働争議に訴えることを最小限に抑え、投資を促進することが可能となる。社会的対話は変更管理のための最良の手段になり得る。また、社会的対話は、人間開発に貢献し、生産性を強化する技術開発プログラムの設計に使用することができ、又は組織の運営における変化によるマイナスの社会的影響を最小限に抑えるために使用することもできる。

社会的対話はさまざまな形態を取ることができ、さまざまなレベルで起こりうる。労働者は、より広い職業内、職業間又は地域的範囲を有するグループを形成することを希望するかもしれない。雇用者及び労働者は、地域の組織レベルの協定によって補完された包括協定を採用することによって、最も適切なレベルを合同で決定することができる最も有利な立場にいる。

社会的対話は時に論争的な課題を取り扱う場合がある。その場合当事者は紛争解決プロセスを構築することができる。また社会的対話は、特に労働における基本的原則・権利が適切に保護されていない国においては苦情に関係する場合もあり、苦情対応の仕組みが重要となる。

国際的な社会的対話は拡大する傾向にあり、これにはヨーロッパの国際的な労働委員会並びに国際的に活動する組織と国際労働組合組織との国際的な対話及び協定を含む。

7.4.5.2 関連する活動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

— 組織にとって国際レベルを含めた社会的対話機関及び適用される団体交渉の構造が重要であることを認める。

— 社会的対話の機会創出及びその経路を通じた社会的責任に関する表明提供の手段として、関連する雇用者の組織に参加する。

— いかなる形であれ、労働者が権利を行使して独自の組織を結成若しくは参加すること又は団体交渉を行うことを、反対又は阻止しない。

— 独自の組織を結成する又はそれに参加して団体交渉を行おうとする労働者を解雇したり、差別したり、その労働者に対して配置転換又は仕事を外部発注すると脅迫したり、その労働者を妨害したりしない。

— 正式に指定された労働者の代表者に、権限を有する意思決定者へのアクセス、職場及び代表者が代表する人たちへのアクセス、代表者が役割を果たすために必要な施設へのアクセス、及び代表者が組織の財政及び活動に関して正確で公正な状況を把握することを可能にする情報へのアクセスを与える。

— 国際的に承認されている結社の自由及び団体交渉の権利の行使を制限するよう政府に働きかけず、このような規制に基づく奨励制度に関与しない。

7.4.6 労働慣行課題4: 労働における安全衛生

7.4.6.1 課題の説明

労働における安全衛生は、高度な段階の労働者の物理的、精神的及び社会的福祉を促進、維持すること、労働条件によって生じる健康に対する被害を防止すること、健康に悪影響を及ぼすリスクから労働者を保護すること並びに職業環境を労働者の生理的及び精神的性能に適応させることに関係する。

業務上の疾病、傷害及び死亡によって社会が負う経済的及び社会的負担は大きい。労働者にとって有害であるかもしれない汚染物質及びその他の職場の危険は、コミュニティ及び／又は環境に対しても重大な影響があるかもしれない。環境の危険に関する詳細は7.5を参照すること。安全衛生の課題は、危険な設備、プロセス、慣行及び(化学的、物理的及び生物的)物質から発生する。

社会的に責任ある安全衛生慣行は、費用を低減し、士気を向上させ、生産性を高めることができる。

7.4.6.2 関連する活動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

— 活動に伴う安全衛生リスクを理解及び管理するよう努力する。また従うべき適切な手順を理解し、業務上の疾病及び事故の防止並びに非常事態の対応に必要な安全設備を提供することが望ましい。

— 男女が受けるさまざまな影響を理解し、彼らにアドバイスを提供することができるように、業務上の事故及び疾病並びに労働者によって提起された問題を分析する。

- 管理階層を含め労働衛生の原則、つまり、交代要員、エンジニアリング、作業手順、管理用及び個人用の保護具を理解し適用する。
- 職場における心理社会的危険はストレス及び職業病の原因であることを認識する。
- すべての活動において、組織の運営又は管理の段階のうち安全衛生が最も重要であること及び安全衛生は組織のすべての活動の必要不可欠な一部であることが明確に規定された安全衛生方針をもつ。
- 関連するすべてのスタッフに対し、関連するすべての主題に係る適切な訓練及び能力開発を提供する。
- 安全衛生対策について労働者が支出を行うことは望ましくない旨の原則を尊重する。
- 関係する労働者の参加に基づきかつ労働者の次の権利を認識及び尊重する安全衛生システムを採用する。
 - 安全衛生リスク及びこれらのリスクに対処するために用いられるベストプラクティスに関する完全かつ正確な情報
 - 労働に関連する安全衛生のすべての側面において自由に問い合わせし相談を受ける
 - 労働者の生命又は健康若しくは他の人々の生命及び健康に緊急かつ深刻な危険を呈すると合理的に考えられる労働を拒否する
 - 安全衛生課題について外部のアドバイスを求める
 - 安全衛生問題を当局に報告する
 - 安全衛生のプロセス及び決定に関与する
 - 上記いずれかの行為を行うことによる、報復がない

ボックス 3 労使合同安全衛生委員会

多くの組織にとって、労使合同安全衛生委員会は、組織の安全衛生プログラムの最も価値のある一部[「になり得る」]である。合同委員会は、情報収集、安全マニュアル及び訓練プログラムの開発及び普及、事故及び検査の報告、記録及び調査、並びに従業員が掲げた問題への対応など重要な役割を果たす。こうした委員会の労働者代表は経営陣によって任命されるのではなく労働者自身によって選出されることが望ましい。こうした委員会のメンバーシップは経営陣及び労働者代表の間で等分に配分され可能な限り男女を含むことが望ましい。委員会はすべてのシフト、部門及び配置を代表するのに十分な規模であることが望ましい。[委員会は、労働組合又は労使評議会の代わりとして機能すると考えられることは望ましくない。]

7.4.7 労働慣行課題5: 人間開発

7.4.7.1 課題の説明

人間開発には、人間の能力を拡大し機能させることによって人々の選択範囲を拡大し、これによって男女が長く健康な人生を送り、知識を持ち、適切な生活水準を維持することを可能にするためのプロセスを含む。また人間開発には、創造的、生産的であるため並びに自尊心及びコミュニティへの帰属認識を享受するための政治的、経済的及び社会的機会を含む。

雇用者は差別との戦い、家庭における責任のバランス、健康及び幸福の推進などの重要な社会的課題に取り組む過程で職場の方針及びイニシアチブを利用して人間開発を促進することができるという理由から、人間開発は労働慣行でありうる。

また人間開発は個人の能力及び雇用適性を高めることができるという理由からも労働慣行でありうる。雇用適性とは適正な労働を確保及び維持するための個人の能力を高める経験、能力、資格を指す。組織は労働者の教育、訓練及び生涯学習の促進に全面的な利害を有している。なぜならこれらは、組織が雇用する男女の能力、動機付け、有効性、生産性及び全体的なパフォーマンスの観点から、個々の労働者、経済及び社会全体のみならず組織自体の利益の推進に大きく貢献するからである。

7.4.7.2 関連する活動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 労働者に対し、平等で差別のない原則に基づき技術開発及び訓練へのアクセス並びにキャリアアップする機会を与える。
- 適切な労働時間を提供することにより、また保育施設及び育児休暇など労働者が適切な仕事と生活のバランスを達成するのに役立つようなその他の方針及び施設を通じて、家庭における労働者の責任を尊重する。
- 雇用慣行において、人種、肌の色、性、性的嗜好、宗教、地域、政治上の意見、国籍、社会的出身、年齢、HIV/AIDSの状態又はいかなる先入観においても差別をしない。これには採用、選択、訓練へのアクセス並びに昇進及び解雇を含む。
- 障害をもつ労働者のみならず、先住民及び移民労働者などといった社会的弱者の保護及び進歩に寄与する積極的な措置を講じる。
- 若者の失業又は女性の不完全雇用などといった課題に取り組むための適切なプログラムを確立し又はそれに参加する。
- 健康及び幸福を推進する労使合同プログラムを確立する。例えば、伝染病及び薬物濫用の影響は組織のパフォーマンス及び社会の全体的な健康に影響を及ぼす。

7.5 環境

7.5.1 環境の概要

7.5.1.1 組織と環境

組織の決定及び活動は必ず自然環境に影響がある。これらの影響は組織のエネルギー及び天然資源の使用、汚染及び廃棄物の発生並びに自生地に係る活動、製品及びサービスの結果と関係があるかもしれない。温室効果ガスの削減及び気候変動の物理的影響への適応の必要性の点で、気候変動は多くの組織にとってますます重要な問題となっている。

環境影響を削減するために、組織は自らの決定及び活動に関し、より広く経済、社会及び環境的意味合いを考慮に入れる統合アプローチを検討する必要がある。

7.5.1.2 環境と社会的責任

社会は自然資源の減少、汚染、気候変動、生息地の破壊、種の喪失及び生態系全体の崩壊を含む多くの環境問題に直面している。汚染の進行及び消費の増大に連れて、これらの課題は人間の安全並びに社会の健康及び福祉に対する深刻な脅威となっている。環境課題は一地域的なものから世界的なものまで一相互に結びついており、それらに取り組むには包括的なアプローチが必要である。

環境責任は人類の存続及び繁栄のための単なる前提条件ではない。それは男女の将来世代の発展の必要性を満たすことを可能にするための社会的責任でもある。環境課題は人権、社会開発及びその他の中核的な社会的責任課題に密接に結びついている。

7.5.1.3 社会的に責任ある環境パフォーマンスによる組織の利益

健全な環境原則の採用によって、資源生産性及び効率性の増大、エネルギー及び水の消費コストの低減、廃棄物削減、価値ある副産物の回収及び原料の可用性の増大につなげることができる。世界規模での環境問題の認識が増大しているため、組織の環境影響は多くのステークホルダーの間での評判に関し重要な意味合いをもつことになる可能性もある。

7.5.2 原則及び考慮点

7.5.2.1 原則

組織は次の環境原則を尊重及び促進することが望ましい。

- 一 環境責任: 組織は、その活動、製品及びサービスが引き起こす環境負荷に対する責任を受け入れ、自身のパフォーマンス及びその管理下又は影響範囲内のパフォーマンスを改善するために行動することが望ましい。
- 一 予防的アプローチ: 組織は、環境問題に関し予防的アプローチを支援することが望ましい。重大又は不可逆的な損害の恐れがある場合、完全な科学的確実性が欠如していることを理由として、潜在的な健康への影響又は環境劣化を予防するために講じる費用対効果の高い措置を延期することは望ましくない(リオ宣言の原則15)。人間の健康及び環境に対するリスク評価を行う場合、不確実性又はデータ格差に対処するために保守的仮定を行うことが望ましい。
- 一 環境リスクマネジメント: 組織は、ライフサイクルという観点から活動、製品及びサービスによる環境リスクを評価及び軽減するためのプログラムを実施することが望ましい。組織は、事故によって引き起こされる環境及び健康負荷を軽減し、環境に関連する事件を関係当局に伝えるために、緊急事態の手順を開発及び実施することが望ましい。
- 一 汚染者負担: 組織は、社会に対する環境負荷若しくは必要な救済措置又は汚染が容認できるレベルを超える程度に従って、その活動、製品及びサービスによる汚染の費用を負担することが望ましい(リオ宣言の原則16)。組織は汚染者負担原則を用いて、汚染の費用を内面化し、汚染の影響を軽減するよりはむしろ汚染を防ぐことによる経済的及び環境的利益を数値化することが望ましい。

7.5.2.2 考慮点

組織は次の考慮点の妥当性を評価することが望ましい。

- 一 ライフサイクルマネジメント: ライフサイクルアプローチは、原料及びエネルギー生成から生産及び使用を通して耐用年数経過後の廃棄又は回収までのライフサイクルを通じた、活動、製品及びサービスの経済的、社会的及び環境的要因を関

連づけるものである。組織は活動、商品及びサービスのライフサイクル全体の環境パフォーマンスを考慮することが望ましい。

- 予防的に環境負荷に配慮した製品及び環境効率性: 予防的に環境負荷に配慮した製品及び環境効率性は資源をより効率的に使用し、汚染及び廃棄物の生成をより少なくすることによって人間のニーズを満たす戦略である。重要な点はプロセス又は活動の最後ではなく発生源において改善を行うことである。予防的に環境負荷に配慮した製品及び環境効率性のアプローチには、保守的な慣行の改善、技術若しくはプロセスのアップグレード又は新しい技術若しくはプロセスの導入、材料及びエネルギー使用量の削減、有害及び危険材料の排除又は安全な管理並びに製品及びサービスの設計の改善を含む。
- プロダクトサービスシステムアプローチ: プロダクトサービスシステムは、製品の販売から消費者のニーズを満たす製品及びサービスシステムの販売へと焦点をシフトさせるために利用することができる。プロダクトサービスシステムは、製品のリース、製品のレンタル又は共有、製品のプール及びペイ・フォー・サービスを含む。そのようなシステムは、材料の使用量を削減し、材料の流れから収益を切り離し、製品及びそれに伴うサービスのライフサイクル全体にわたる生産者責任の拡大を促進する際ステークホルダーを関与させることを可能にする。
- 環境にやさしい技術及び活動の採用: 組織は、環境にやさしい技術及びサービスを採用し、適切な場合にはそれらの開発及び普及を促進するように努めることが望ましい(リオ宣言の原則9)。
- 環境調達: 購入の決定にあたり、組織は調達する製品又はサービスのライフサイクル全体の環境的及び社会的パフォーマンスを考慮に入れることが望ましく、可能な場合、エコ表示基準に基づいてパフォーマンスを優先順位付けすることが望ましい。

7.5.3 環境課題1: 汚染防止

7.5.3.1 課題の説明

組織は、大気中への排出、水中への排出、固体又は液体廃棄物の生成、土地及び土壌の汚染、有毒及び危険化学物質の使用及び廃棄並びに活動、製品及びサービスからのその他の汚染を防止することにより、環境パフォーマンスを改善することができる。

- 大気中への排出の防止: 組織による鉛、水銀、揮発性有機化合物(VOC)、二酸化硫黄(SO₂)、窒素酸化物(NO_x)、粒子状物質及びオゾン層破壊物質の大気中への排出は、社会に対して環境及び健康負荷をもたらす。こうした排出は、組織の施設から直接来るかもしれないし、組織の製品若しくはサービスの使用又は組織の製品若しくはサービスが消費する電力の生産によって間接的にもたらされるかもしれない。
- 水中への排出の防止: 組織は、水面への直接的、意図的若しくは偶発的な排出又は意図的ではない地表水への排出若しくは地下水への浸透を通じて水汚染の原因となっているかもしれない。
- 廃棄物の削減: 組織の活動、製品及びサービスは、不正に管理された場合、大気、水、土地及び土壌の汚染の原因となりうる液体又は個体の廃棄物の発生につながるかもしれない。責任のある廃棄物マネジメントは、設計段階での廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、再加工、廃棄物処理、廃棄物処分という廃棄物削減階層に従っている。
- 有毒及び危険化学物質の排出の防止: (自然発生的及び人為的の両方の)有毒又は危険化学物質を使用又は生産している組織は、急性的(緊急)又は慢性的(長期的)影響を通して、生態系及び人の健康に悪影響を及ぼす。
- 特定可能なすべての形態の汚染防止: 組織の活動、製品及びサービスは、コミュニティの健康及び福利にマイナス影響を及ぼす騒音、視覚的、振動、放射、感染因子(例えばウイルス又は細菌)又は生物学的危害(例えば移入種、遺伝子組み

換え生物の無制御の蔓延)を含むその他の形態の汚染を引き起こすかもしれない。

7.5.3.2 関連する活動及び／又は期待

汚染防止におけるパフォーマンスを改善するために組織は次を行うことが望ましい。

- 大気中への排出, 水中及び土壌への排出, 廃棄物投棄, 有毒及び危険化学物質の排出並びにその他の形態の汚染を含む, 組織の活動, 製品及びサービスに係る汚染及び廃棄物源を特定する
- 組織の活動, 製品及びサービスに係るあらゆる関連重大汚染源について測定, 記録及び報告する。
- 廃棄物削減階層に従って汚染及び廃棄物防止を狙いとする測定を実施し, 不可避な汚染及び廃棄物の適切な管理を確実にする。
- 物質の既知の健康リスク及び環境リスクを含む, 活動中に使用及び排出される関連重大有毒物質及び危険物質の量及び種類を公開する。
- 管理下又は影響範囲内のすべての活動, 製品及びサービスについて, 危険化学物質を体系的に特定及び回避するためのプログラムを実施し, 可能な場合には, 公衆の懸念であると特定されている化学物質の使用を回避するためのプログラムを実施する。回避すべき化学物質は, オゾン層破壊物質(モントリオール議定書), 残留性有機汚染物質(POP)(ストックホルム協定及びロッテルダム協定), 有害な農薬(世界保健機構によって定義される)並びに発癌性がある(タバコを含む), 突然変異誘発性である, 繁殖に対して毒性を有する, 難分解・蓄積性である(PBT及びvPvB)及び内分泌かく乱性があると特定されている物質を含む(がこれらに限定されない)。

7.5.4 環境課題2: 持続可能な資源の使用

7.5.4.1 課題の説明

持続可能な資源の慣行は現在の生産及び消費パターンを将来にも継続できることを確実にするために必要である。漁業資源など再生可能資源の持続可能な使用のためには, 自然の補填の速度を超えない又は同等の範囲で資源を使用することが必要である。化石燃料など再生不可能な資源が長期間持続可能であるためには, 再生可能な資源が使われるよりさらに低い頻度で使用される必要がある。電気, 燃料, 原料及び加工材料, 土地及び水のより責任ある使用によって, また再生不可能な資源を再生可能な資源に代替することによって, 組織はさらに持続可能な資源の使用を確実にすることができる。

— エネルギーの効率性: 組織はエネルギー効率プログラムを実施して, 建物, 輸送, 生産プロセス, 器具及び電子機器並びにサービスの提供のコストを削減しエネルギー需要を減らすことができる。

— 水の保全: 水は人間の基本的ニーズであり基本的人権である。ミレニアム開発目標にはすべての人々に対する安全で信頼できる飲料水及び公衆衛生サービスの提供を含む。組織は水を保全し地域の流域内の淡水資源への公正かつ持続可能なアクセスを保護する決定を下すことにより, その社会的責任を向上させることができる。

— 材料の効率性: 材料の使用は, 採鉱, 林業及びその他の採取活動による生態系への影響に始まり材料の使用, 輸送及び加工に起因する排出まで, 直接又は間接を問わず非常に多くの環境負荷をもたらす。組織は材料効率プログラムを実施することにより, コストを削減し生産プロセスにおける原材料使用又は活動及びサービスの提供に使われる最終製品の

使用によって引き起こされる環境負荷を軽減することができる。

7.5.4.2 期待及び／又は関連する活動

組織は次を行うことが望ましい。

- すべての活動、製品及びサービスに関し使用するエネルギー、水及びその他材料の発生源を特定する
- 活動、製品及びサービスに係るエネルギー、水及びその他材料のあらゆる関連する重要な使用に関し、測定、記録及び報告する
- ベストプラクティス指標及びその他のベンチマークを考慮し、エネルギー、水及びその他材料の使用を削減するための資源効率手段を実施する
- 再生不可能な資源を再生可能な及び排出量の低い発生源に代替する機会を特定する
- 流域内のすべてのユーザーにとって公正なアクセスが確実になるように水資源を管理する。

7.5.5 環境課題3: 気候変動の緩和及び気候変動への適応

7.5.5.1 課題の説明

人間の活動による温室効果ガス(GHG)排出は世界的な気候変動の主要原因であり可能性が高く、それは自然及び人間環境に重大な影響を及ぼすことが認識されている。観察及び予期される動向として、海面上昇、降雨傾向の変化、異常気象のより頻繁な発生及び生態系、農業、漁場への影響などがある。変化がより広範囲で強烈に感じられるようになり気候変動が臨界点を超えると、対処するのがずっと困難になることが予期される。。

すべての組織は(間接的又は直接的に)何らかでGHG排出に責任があり、何らかの方法で気候変動の影響を受ける。GHG排出(軽減)及び気候変動のための(適応)計画の両方に組織は関係がある。気候変動への適応は健康、繁栄及び人権への影響という形で社会的関係をもつ。

7.5.5.2 期待及び／又は関連する活動

7.5.5.2.1 気候変動の緩和

気候変動の緩和のために組織は次を行うことが望ましい。

- 活動、製品及びサービスの直接及び間接的なGHG排出源を特定する。
- 国際的に合意された基準(附属書参照)で規定されている方法をできる限り用いて、すべての活動、製品及びサービスに関する重要なGHG排出について測定、記録及び報告する。
- 活動、製品及びサービスに関連する直接的及び間接的なGHG排出並びに管理下及び影響範囲内の直接的及び間接的なGHG排出を削減する手段を実施する。
- 化石燃料に対する依存を低減し、活動(輸送を含む)、製品及びサービスのライフサイクルでのGHG排出の削減につながる低排出技術及び再生可能エネルギーを利用する。

- 加工又は冷暖房空調(HVAC)設備を含む装置からのGHG(特にオゾン層破壊も引き起こすもの)の排出を防止する。
- カーボンニュートラルを目指す炭素固定化又は排出削減プログラムを通じて残留GHG排出を相殺するための措置を検討する。
- 国連気候変動枠組条約に基づく京都クリーン開発メカニズムなど適切な排出取引の機会を検討する。

7.5.5.2.2 気候変動への適応

気候変動に対する脆弱性を低減するために、組織は次を行うことが望ましい。

- (異常気象並びにますます高まる変動性及び不確実性に特に注意しつつ)将来の気候予測を考慮してリスクを特定し、気候変動への適応を意思決定に組み入れる。
- 気候変動による損害を回避又は最小限に抑える機会を特定し、可能な場合状況の変化に合わせて積極的にそれら機会を活用する。
- 気候の変化及びより重要な気候の不確実性の意味合い並びに洪水、暴風又は酷暑を含めますます気候が厳しくなる可能性を考慮しつつ、土地利用、都市区画並びにインフラ設計及び維持を計画する。
- 飲料水、公衆衛生、食品及び人間の健康に極めて重要なその他の資源の安全確保を確実にしつつ、農業、産業、医学並びにその他のさまざまな技術及び技法を開発し、それらを必要としている人々が入手可能な状態にする。

7.5.6 環境課題4: 自然環境の保護及び回復

7.5.6.1 課題の説明

過去50年間で歴史の他のどの期間よりも人間の活動はより急速かつ広範囲に生態系を変化させた。食品、淡水、繊維、燃料及び鉱物資源への急激に高まる需要は、地球上の生息地及び生命の多様性に対ししばしば不可逆的な損失をもたらした。

組織は自然環境並びに提供される社会的及び経済的サービスを保護及び回復すべく行動することによって、より社会的に責任ある存在となることができる。

—生態系サービスの評価、保護及び回復:生態系は、きれいな淡水、食糧、燃料、洪水制御、土壌、授粉媒介、天然繊維、レクリエーション、汚染及び廃棄物の吸収などのサービスを提供することによって、社会の福祉に貢献している。生態系が傷つき又は破壊されるとこれらのサービスを提供する能力は失われる。組織は自然の回復力及び適応能力を維持するために生態系の十全性を保護するよう努めることが望ましい。必要な場合、生態系サービスの損失に対する補償によって回復の努力が行われることが望ましい。

—生物多様性の評価及び保護:生物多様性はすべての形態、水準及び組合せにおける生命の多様性である。これには生態系多様性、種多様性及び遺伝子多様性を含む。生物多様性の保護には陸生種及び水生種、遺伝的変異性並びに自然生態系を含む。

—土地及び天然資源の持続可能な使用:組織による土地利用プロジェクトは、生息地、水、土壌及び生態系を保護するかもしれないし退化させるかもしれない、最終的に人間の健康及び社会の福祉に影響を及ぼす。

7.5.6.2 期待及び／又は関連する活動

組織は次を行うことが望ましい。

- 組織の活動、製品及びサービスが生態系サービス及び生物多様性に与える潜在的悪影響を特定し、それらを排除又は最小化する措置を講じる。
- 実現可能で適切な場合、組織の活動、製品及びサービスによる環境負荷の費用を内面化し生態系サービスを保護することによる経済的利益を生み出すための市場メカニズムに参加する。
- まず自然生態系の喪失を回避することを目指し、次に生態系を回復することを目指し、最後に喪失を補償することにより、長年にわたる生態系サービスの純益をもたらす。
- 社会的に公正な方法で保全及び持続可能な使用を推進するような陸地、水及び生態系の管理のための統合戦略を検討する。
- 組織の活動、製品又はサービスによって悪影響を受ける可能性がある固有種若しくは絶滅の危機にある種又は生息地を保存するための措置を取る。
- 土地利用に関する組織の決定から起こる可能性がある環境負荷を考慮しながら、持続可能な開発、設計、農業及び運用慣行を採用する。
- 自然の生息地、湿地帯、森林、野生動物のための人口の迂回路、保護地域及び農地の保護を、建築物の拡大及び開発の計画に組み入れる。
- 主要な基準及び認証スキームで規定される持続可能な農業、漁業及び林業活動を採用する。
- 種の絶滅又は移入種の流入若しくは拡散につながる活動又はアプローチを回避する。

7.6 公正な事業慣行

7.6.1 公正な事業慣行の概要

7.6.1.1 組織と公正な事業慣行

公正な事業慣行は、組織の他の組織とのかかわりにおける倫理的な行動に関するものである。これには、組織とそのパートナー、供給業者、請負業者、競合他社及び組織が加入している組合との関係のみならず、組織と政府機関との関係も含む。

公正な事業慣行の課題は、汚職防止、公共面への責任ある関与、公正な競争、他の組織との関係における社会的責任の促進及び財産権の尊重の範囲にわたる。

7.6.1.2 公正な事業慣行と社会的責任

社会的責任の範囲において、公正な事業慣行とは、他の組織との関係を利用して肯定的な結果を促進する方法に関することである。肯定的な結果は、リーダーシップを発揮すること及びより広く影響範囲全体にわたって社会的責任の採用を促進することによって達成される。

7.6.1.3 公正な事業慣行による組織の利益

公正な事業慣行は、公正な競争の奨励、取引の信頼性及び公平性の改善並びに汚職の防止及び公正な政治プロセスの促進によって、組織が機能する社会的及び経済的環境を改善する。

7.6.2 原則及び考慮点

倫理的な基準の遵守は合法的及び生産的な組織間の関係を確立し維持するための基礎となる。それゆえ倫理的な行動基準の遵守、促進及び推奨はすべての公正な事業慣行の基礎をなす。汚職防止及び責任ある政治的関与は、法の支配、倫理的な基準の遵守、説明責任及び透明性にかかっている。公正な競争及び財産権の尊重は組織がお互いに正直、公平に誠実性をもって係らない限り成功しない。

7.6.3 公正な事業慣行課題1：汚職防止

7.6.3.1 課題の説明

汚職とは委任された権力を違法な利益のために濫用することである。汚職には例えば贈賄と収賄というように積極的及び消極的な2つの側面がある。汚職には例えば国内外の公務員による贈収賄、民間部門の贈収賄、利益相反、詐欺行為、マネーロンダリング及び商取引におけるコネなど多くの形態がある。

汚職は組織の倫理的な環境を損ない、組織を民事及び行政上の措置のみならず刑事告訴のリスクにさらす可能性もある。いくつかある影響の中で、汚職には人権を侵害し、政治的プロセスを腐食し、環境を損ない、競争を歪曲し、富の再分配及び経済成長を妨げる可能性もある。

7.6.3.2 関連する活動及び／又は期待

組織は、汚職及び贈収賄を防ぐために次を行うことが望ましい。

- 汚職、便宜支払、贈収賄及び恐喝に対抗する方針及び慣行を実施、適用及び改善する。
- 労働者及び仲介者による、贈収賄及び汚職根絶のための取り組みを支援し、促進への動機づけを提供する。
- 汚職及び汚職に対抗する方法に関して、従業員及び代理者を訓練し認識を高める。
- 従業員及び仲介者の報酬が適切なものであり、かつ合法的なサービスに対してのみ支払われていることを確認する。
- 報告が恐怖又は報復なしで行えることを可能にするメカニズムを採用することによって、従業員及び仲介者が組織の方針違反を報告することを推奨する。
- 刑法違反に関して関連の法執行機関の注意を喚起する。
- 他の組織が同様の慣行を採用するよう影響を及ぼすことを通じて汚職防止に尽力する。

7.6.4 公正な事業慣行課題2: 責任ある政治的関与

7.6.4.1 課題の説明

組織は政治プロセスを支持し社会全体の利益になる開発を推奨することができる。組織は市場操作、脅迫及び強制などといった政治プロセスを侵食する可能性のある行動を回避することが望ましい。

7.6.4.2 関連する活動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 責任ある政治的関与及び貢献について従業員及び仲介者を教育し認識を高める。
- ロビー活動、政治献金及び政治的関与に関連する活動に関し透明性を保つ。
- 組織の利益擁護のために雇われる人の活動を規制するための方針及びガイドラインを確立する。
- 特定の要因を支持するよう政策立案者を誘引する政治献金を回避する。
- 誤報、不実表示、脅迫又は強制を伴うロビー活動を回避する。

7.6.5 公正な事業慣行課題3: 公正な競争

7.6.5.1 課題の説明

公正かつ広範囲に及ぶ競争は、効率性を刺激し、物品及びサービスのコストを削減し、革新を促進し、すべての組織が平等の機会を得ることを確実にし、新しい又は改良された製品又はプロセスの開発を推奨し、長期的には経済成長及び生活水準を高める。反競争的行動はステークホルダーによる組織の評判を害する危険があるし法的問題になるかもしれない。組織が反競争的行動にかかわることを拒絶する場合、情状酌量なしの雰囲気を作り、それはすべての人に恩恵を与える。

反競争的行動には多くの形態があり、いくつかの例としては、関係者が共謀して同一の製品又はサービスを同一価格で販売する価格協定、関係者が共謀して競争入札を工作する談合及び競合他社を市場から追い出すことを目的として製品を廉価で販売する略奪的価格形成などの慣行がある。

7.6.5.2 関連する活動及び／又は期待

組織は公正な競争を推進するために次を行うことが望ましい。

- 競争に関する法律と一致する方法で活動を行い、競争に関する当局と協力する。
- 反競争的行動への関与又は共謀を防止するための手順及びその他の予防手段を確立する。
- 競争に関する法律の遵守及び公正な競争の重要性に関する従業員の認識を高める。
- 反トラスト及び反ダンピング慣行並びに地域規制を含め、競争を奨励する公共政策を支持する。

7.6.6 公正な事業慣行課題4：影響範囲における社会的責任の推進

7.6.6.1 課題の説明

公的組織を含め組織は、調達及び購買の決定行動並びにより広いバリューチェーンにおける行動、また社会的責任原則及び慣行の広範囲の導入及び支援を促進するためのリーダーシップ及びメンターシップを通して、他の組織に影響を及ぼすことができる。また組織は社会的に責任ある商品及びサービスに対する需要を刺激することもできる。これらの活動が法規制を実施及び施行する当局の役割を置換するものと見なされることは望ましくない。

7.6.6.2 関連する活動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 購買、流通及び契約方針に安全衛生を含む倫理的、社会的、環境的及びジェンダーの平等の基準を組み込む。
- 他の組織が同様の方針を採用することを推奨する。
- 関係をもつ組織の行動が組織の社会的責任への誓約を傷つけることのないように、関係をもつ組織に対して妥当かつ適切な調査及び監視を実施する。
- サプライチェーン全体を通じて社会的に責任ある慣行を実施するための費用及び利害の公正な負担を促進する。
- 関係をもつ組織の社会的責任課題及び原則に対する認識を高める活動に積極的に関与する。

7.6.7 公正な事業慣行課題5：財産権の尊重

7.6.7.1 課題の説明

財産権は物質的財産及び知的財産の両方を網羅し、不動産権、著作権、特許、道徳的権利及びその他権利を包含する。それは特定の集団の伝統的な知識又は従業員の知的財産などといった法律で認められない可能性がある権利にまで拡大しても差し支えない。

財産権の承認は創造及び発明を振興するばかりでなく、投資的、経済的及び物理的安全を促進する。

7.6.7.2 関連する活動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 財産権の尊重を促進する方針及び慣行を実施する。
- 財産の使用又は処分のための合法的な所有権を有していることを確信するために適切な調査を実施する。
- 偽造及び海賊行為を含む財産権侵害活動に関与せず、またその他の方法で消費者の利害を侵害しない。
- 自己が取得又は使用する財産に対して公正な補償を支払う。

7.7 消費者課題

7.7.1 消費者課題の概要

7.7.1.1 組織と消費者課題

商品又はサービスを消費者に提供する組織はそれらの消費者に対して責任を負う。これには、公正、透明及び有効なマーケティング、情報、契約プロセスの使用が含まれる。またそれには、設計、情報提供、サポートサービス及びリコール手続きを通じて製品又はサービスの使用によるリスクを最小化することが含まれる。

多くの組織は個人情報収集しており、消費者情報のプライバシーを保護する責任を負う。

組織には、自らが提供する製品及びサービス、そして自らが供与する情報を通じて、持続可能な消費及び持続可能な発展に貢献する重要な機会がある

7.7.1.2 消費者課題と社会的責任

消費者との関係と同様、組織の製品及びサービスは、その社会的責任の最も明白な側面であることが多い。

7.7.1.3 消費者課題の社会的責任を果たす組織の利益

消費者の決定は組織の成功に強い影響を及ぼす。消費者とのエンゲージメントを通じて、組織はその製品又はサービスに関する潜在的な対立を防止又は軽減することができる。消費者との関係における社会的責任を示すことによって、組織の評判を高めることができる。

7.7.2 原則及び考慮点

ボックス4 国連消費者保護ガイドライン

国連消費者保護ガイドラインは、消費者保護の領域において最も重要な行動に関する国際規範である。国連総会は1985年に全会一致でこれを採択した。国連消費者保護ガイドラインは、1999年には、持続可能な消費に関する要素にまで拡大された。国連消費者保護ガイドラインは、安全衛生に対する危険から消費者を保護し、消費者の経済的利益を推進及び保護し、消費者が情報を得た上で選択を行うことを可能にし、消費者に教育を提供し、効果的な消費者救済を利用可能な状態にし、消費者団体を結成する自由を保証し、持続可能な消費パターンを推進することを国家に対し求めている。

7.7.2.1 原則

社会的に責任ある消費者課題の指針となる原則は多々ある。

— 原則は、国連消費者保護ガイドラインを支える消費者の8つの権利に基づく。

- 基本的な需要が満たされる権利 — 基本的な欠くべからざる商品及びサービス、十分な食糧、衣類、住居、医療、教育、公衆衛生を入手する権利
- 安全の権利 — 健康又は生命の危険を伴う製品、製造工程、サービスから保護される権利
- 知らされる権利 — 情報を得た上で選択を行うのに必要な事実が与えられるようにする権利、不正直又は虚偽的な広告や表示から保護される権利

- 選択する権利— 満足のいく品質であることが保証され競争価格で提供される一連の製品及びサービスから選択できる権利
- 意見が聞き入れられる権利— 政府の政策の立案及び実施並びに製品及びサービスの開発において、消費者の利益が申し立てられるようにする権利
- 救済される権利— 不当表示、粗悪品、不満足なサービスの損害賠償を含め、正当な要求に公正な解決を得る権利
- 消費者教育を受ける権利— 基本的な消費者の権利及び責任並びにそれに基づく行動方法を認識しつつ、商品、サービスに関し自信を持ってインフォームドチョイスを行うのに必要な知識及び技能を取得する権利
- 健全な生活環境の権利— 現在及び将来の世代の快適な暮らしを脅かすことのない環境で生活したり働いたりする権利

— 追加の原則

- 世界人権宣言第12条によるプライバシーの権利— 何人も、自らのプライバシー、家族、家庭又は通信に対して、恣意的に干渉されたり、名誉及び信用に対して攻撃を受けたりすることはない。人はすべてこのような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 予防的アプローチ— 害の可能性、重要性又は因果関係に関して科学的確実性がない場合でも、重大な又は回復不能な健康又は環境への潜在的有害性を避けるよう行動する。

7.7.2.2 考慮点

脆弱な消費者は特別なニーズを抱えているが、これは、自分の権利及び責任を知らなかったり、自らの知識に基づいて行動することができなかつたりする場合があることによる。また製品又はサービスに関連した潜在的リスクを理解していなかつたり、評価できなかつたりする場合もある。脆弱な消費者には、子どもや若者、高齢者、読み書きのできない人、知能障害をはじめとした障害者が含まれる。

たとえ電気、ガス、水、電話という必要不可欠なサービスの供給業者の指針となる政府の適切な枠組みが整っていても、これらの組織は、財政援助を求める機会を消費者に与えることなく、料金滞納を理由に必要な不可欠なサービスを停止することは望ましくない。また価格や料金の設定に関連した情報を提供して、透明性のある方法で事業を行うことが望ましい。

7.7.3 消費者課題の課題1: 公正なマーケティング、情報及び契約慣行

7.7.3.1 課題の説明

公正なマーケティング、情報及び契約慣行によって、消費者が購買に関して情報を得た上で決定を下したり、異なる製品やサービスの特徴を比べたりできるようになる。公正なマーケティング、情報及び契約慣行は、消費者が理解できる方法で製品やサービスに関する情報を提供する。公正な契約慣行のプロセスは、供給業者と消費者双方の正当な利益を保護し、当事者間の交渉力の不均衡を克服することを目標とする。

供給業者によって提供される製品及びサービスの詳細は消費者が容易に入手できる唯一のデータを提供する可能性があるため、この情報は購買の決定において重要な役割を果たす。不公正又は虚偽的なマーケティング及び情報によって、消費者のニーズが満たされていない製品又はサービスの購入という結果をもたらし、資金、資源及び時間の無駄につながる恐れがある。

公正なマーケティング、情報及び契約慣行の使用は、組織の評判に大きくプラスに寄与する場合がある。

7.7.3.2 関連する活動及び／又は期待

組織は、消費者とコミュニケーションする際次を行うことが望ましい。

- 重大な情報の脱落を含む、欺瞞的、虚偽的、詐欺的又は不正な慣行に関与しない。

- 宣伝及びマーケティングを明確に特定する。

- 総価格、結果として生じる税金、製品及びサービスの諸条件、並びに付属品又は配送費を率直に開示する。

- 基礎をなす事実及び情報を提供することによって主張又は表明を立証する。

- 人々の否定的な固定概念、特にジェンダー及び民族に関する固定観念を永続させる恐れのあるイメージの使用を避ける。

- 完全、正確で、理解可能かつ比較可能な次に関する情報を提供する。
 - 理想的にはライフサイクル全体を考慮に入れ、金融商品や投資商品を含む、関連性のある製品又はサービスのすべての側面
 - 可能な場合、平均的性能又はベストプラクティスと比較し、標準化された試験方法を用いた製品及びサービスの品質に関する主要な側面
 - 製品に含まれる又は製品によって放出される有害物質及び化学物質など、製品及びサービスの健康及び安全の側面
 - 遠方販売を使用する際は、電話番号を含む組織の実際の住所

- 次のような契約を使用する。
 - 免責、価格及び条件を一方的に変更する権利、支払不能リスクの消費者への移転、過度に長い契約期間などの不公正な契約条件を利用しない。
 - 価格、諸条件及び費用に関して明確及び十分な情報を提供する。

7.7.4 消費者課題の課題2: 消費者の健康及び安全の保護

7.7.4.1 課題の説明

消費者の健康及び安全の保護には、消費者が指示、表示に従って使用若しくは消費した際又は合理的に予見可能なやり方で誤用した際にも、安全で危害の危険を伴わない製品及びサービスの供給が含まれる。安全な使用のための明確な指示も健康及び安全の保護の重要部分である。

規制当局及び標準開発団体は、製品及びサービスの使用又は誤用によって負傷したり、健康上悪い影響を被ったりすることから消費者を保護するために、安全規定を策定する主要な責任を負う。しかし、製品のデザイン、構造及び材料の急激な変化によって、適切な安全要求事項が整備される前に製品及びサービスが使用される可能性がある。グローバル化は国境を越えた製品の移動及びサービスの調達の増大へとつながり、これによって規制及び試験担当者に負担がかかっている。

組織の評判は、直接的にその製品及びサービスの健康及び安全の影響を受ける場合がある。

法的に安全要求事項が整備されているかどうかにかかわらず、製品及びサービスは安全であるべきである。安全には、危害又は危険を避けるための潜在的リスクの予測が含まれる。すべてのリスクを予測することは不可能なため、安全を保護するための方策には製品リコールのためのメカニズムが含まれる。

7.7.4.2 関連する活動及び／又は期待

消費者の健康及び安全を保護するにあたって、組織は次の活動を行い、潜在的な危険性を認識又は評価する能力を持っていないかもしれない社会的弱者に特別な注意を払うことが望ましい。

- 通常の使用条件下及び合理的に予測可能な使用条件下において、使用者、彼らの財産、その他の人々及び環境にとって安全な製品及びサービスを提供する。
- あらゆる健康及び安全の側面に対処すべく、健康及び安全に関する法規制、規格及びその他の仕様の妥当性を評価する。これらの要求事項に準拠する製品又はサービスに係る事故が報告されたり、事故の回数及び／又は程度を減じることのできる製品又は製品設計が利用可能となったりするなど、これらの要求事項で最高の保護レベルが達成されないことが明らかな場合、組織はこれらの最低限度の要求事項を超える保護レベルを達成する必要がある。
- 製品の設計におけるリスクを最小限に抑える。
 - 予想される使用者グループを特定し社会的弱者に特別に配慮する。
 - 製品、プロセス又はサービスの使用目的、合理的に予測可能な誤用並びに製品又はサービスの使用に関するすべての段階及び状況で生じる危険を特定する。
 - 妊婦を含め特定された各使用者／接触グループに対し識別された危険に起因するリスクを予測及び評価する。
 - リスクを削減する。リスク削減の際の優先順位は、固有の安全設計、保護装置、使用者のための情報の順であることが望ましい。
- 発がん性がある製品、突然変異誘発性がある製品、繁殖毒性を有する製品又は難分解・蓄積性の製品の使用を回避する。もしそのような製品が使用される場合は明確に表示することが望ましい。
- 新しい材料及び／又は生産方法を導入する場合は、その導入に先立って、製品及びサービスの健康リスク評価を実施し、すべての関係資料を公的に利用できる状態にする。
- 安全に関する極めて重要な情報を消費者に伝える。可能な場合、文書による情報に加えて、望ましくは国際的に承認されているシンボルを使う。
- 製品の適切な使用に関して消費者を指導し、目的とされている使用又は通常予測可能な使用に伴うリスクに関する情報を消費者に提供する。
- 製品が自己の監督下にある間に、不適切な取り扱い又は保管を通じて危険な状態になることを防止する措置を講じる。
- 販売開始後に、製品が予測できなかった危険を示していること、製品に重大な危険があること又は誤解を与える情報若しくは誤った情報が含まれていることが判明した場合、組織は製品の購入者に達するよう適切な手段及び媒体を使用して、まだ流通網にある製品をすべてリコールすることが望ましい。

7.7.5 消費者課題の課題3: 持続可能な消費

7.7.5.1 課題の説明

持続可能な消費とは、持続可能な発展と一致した程度での製品及び資源の消費である。この概念は環境と開発に関するリオ宣言の原則8で奨励されており、そこでは、すべての人々にとっての持続可能な発展及びより高い生活の質を達成するために、国家は持続可能でない生産及び消費のパターンを排除し適切な人口政策を促進することが望ましい、と述べられている。

持続可能な消費における組織の役割は、その組織が提供する製品及びサービス、使用する生産プロセス並びに消費者に提供する情報の性質から生じる。

現在の消費の程度は、特に開発途上国において明らかに持続不可能なものであり、環境破壊及び資源の枯渇の原因となっている。消費者は、購買決定に製品及びサービスの社会的及び環境パフォーマンスを組み入れることによって、持続可能な発展の育成のために極めて重要な役割を果たす。

持続可能な消費に寄与することによる組織の利点には、コストの削減、販売の増強及び評判の向上が含まれる。

7.7.5.2 関連する活動及び／又は期待

組織は、持続可能な消費に寄与するため次を行うことが望ましい。

- 消費者に社会的及び環境的に有益な製品及びサービスを提供し、環境及び社会へのマイナスの影響を軽減するために次を行う。
 - ライフサイクル全体を考慮し、可能な限り効率的に機能する製品及びサービスを提供する。
 - 騒音及び廃棄物など製品及びサービスが健康及び環境に与えるマイナスの影響を可能ならば除去するか又は最小限に抑える。
 - 簡単に再使用、修理又は再資源化できるように製品を設計する。
 - 梱包材を最小限に抑えることにより廃棄物を削減し、適切な場合、再資源化及び処分のためのサービスを提供する。
 - 消費者に対し、製品の再使用、再資源化及び安全な処分に関する情報を提供する。
- 消費者が持続可能な方法で消費できるようにするため次を行う。
 - 消費者に対し、製品又はサービスの製造又は提供に関連した環境的及び社会的要因に関する情報を提供する。これには、該当する場合、バリューチェーンを考慮に入れた資源効率に関する情報も含まれる。
 - 消費者に製品及びサービスの持続可能性に関する情報を提供する。これには、製品及びその包装のパフォーマンス、原産国、エネルギー効率(該当する場合)、内容物又は原材料(該当する場合にはGMOの使用に関する言及を含む)、健康への影響、安全使用、保守、保管並びに処分に関する情報が含まれる。これは、平均的性能又はベストプラクティスに基礎を置くことが望ましい。
 - エコ表示スキーム及び／又は他のベンチマークを活用して、製品及びサービスの環境的及び社会的品質を伝える。(CP1, CP2, CP3)
- ユニバーサルデザインの原則を使用し、例えば次のようにして、すべての消費者に製品及びサービスへのアクセスを提供する。

- ツール、アクセス又は能力の異なる人々が柔軟に使用できる製品を設計するとともに、それらのアクセス可能性に関する情報を提供する。
- 障害を持つ人々、例えば目の不自由な人々が利用できるような、製品及びサービスに関する情報を提供する。

7.7.6 消費者課題の課題4: 消費者サービス、支援及び紛争解決

7.7.6.1 課題の説明

消費者サービス、支援及び紛争解決は、製品及びサービスの販売又は提供後、消費者のニーズに対応するために組織が使用するメカニズムである。そのようなメカニズムには、保証、使用に関する技術サポートに加え、返品、修理、保守の規定が含まれる。

欠陥若しくは故障又は誤用の結果、満足のいくパフォーマンスが得られない製品又はサービスは、資金、資源及び時間の無駄につながる恐れがある。

製品又はサービスの提供者は、適切な使用及び償還、又は不完全なパフォーマンスの改善に関して、明確なアドバイスを提供することにより、消費者の満足感を高め苦情を減らすことができる。また各自のユーザーを定期的に調査することにより、アフターサービス、サポート及び紛争解決手続きの効果を監視することもできる。

7.7.6.2 関連する活動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 遠方販売による製品取得者を含め消費者に対して、一定期間中に製品を返品するか又はその他の適切な救済策を取得する選択肢を提供することにより、苦情を防止するための予防措置を講じる(CP4)。
- 法律で保証される期間を超える保証を提供する。
- 紛争解決及び救済メカニズムばかりでなく、供給後のサービス及びサポートへもアクセスできる方法を消費者に明確に伝える。(CP5,CP6)
- 適切かつ有効なサポートシステムを提供する。
- 適正価格で保守及び修理を提供し、製品の予備部品の予測される入手可能性に関して、容易に情報を入手できるようにする。
- 国内又は国際基準に基礎を置き、消費者に料金が課されず(CP6)、法的手段を講じる権利を放棄することを消費者に求めない、代替的な紛争解決、対立解決及び救済手続きを利用する。

7.7.7 消費者課題の課題5: 消費者データ保護及びプライバシー

7.7.7.1 課題の説明

消費者データ保護及びプライバシーは、収集される情報の種類並びにそのような情報の使用及び保護の方法を限定することにより、消費者のプライバシー権を守ることを目的としている。

金融取引を含む電子通信の使用の増大及び大規模データベースの成長により、特に個人を特定できる情報に関して、消費者のプライバシーをいかにして保護できるかということについて懸念が生じている。

組織は消費者データの取得、使用及び保護のための厳格なシステムの使用を通じて、自らの信頼性及び消費者の信用を保つことができる。

7.7.7.2 関連する活動及び／又は期待

組織は、個人データの収集及び処理がプライバシーを傷つけることを防ぐため次の活動を行うことが望ましい。

- 個人データの収集について、製品若しくはサービスの供給に欠かせない情報又は情報を得た上で消費者が自発的に提供することに同意した情報に限定するとともに、合法かつ公正な方法でデータを取得する。
- 個人データを収集する以前又は収集する際に、その収集目的を定める。
- 情報を得た上で消費者が自発的に同意した場合又は法の権限による場合を除き、定められた目的以外の目的に個人データを開示、利用又はマーケティングを含めその他の目的に使用しない。
- 消費者に対して、自分に関するデータを保有しているか否かについて組織に確認する権利、及びそのようなデータに対して異議を申立てる権利を与える。その異議が認められた場合、そのデータは消去、修正、完全化又は補正されることが望ましい。
- 合理的な安全保護措置によって個人データを保護する。
- 個人データに係わる開発、運用及び方針を開かれたものとし、個人データの存在、性質及びその主要な利用目的を立証するのに容易に利用できる方法を提供する。データ保護の責任を負う個人(データ管理者と呼ばれる場合がある)の身分及び通常の住所を公表し、この個人に上述の方策に準拠する責任を課す。

7.7.8 消費者課題の課題6: 教育及び認識

7.7.8.1 課題の説明

教育及び認識のイニシアチブによって、消費者は各自の権利と責任について精通及び自覚し、聡明な購買の決定を下し、責任ある消費を行えるようになる。低所得の消費者及び読み書きがあまりできないか又はまったくできない人々を含め、農村部及び都市部の不利な立場にいる消費者は、教育と認識向上のための特別なニーズを抱えている。

消費者教育の目的は知識の受け渡しのみならず、こうした知識に基づいて行動するための慣行を提供することであり、これには製品及びサービスの評価並びに比較を行うためのスキルの開発が含まれる。また消費に関する選択が、環境を含むその他の事柄に及ぼす影響についての認識を高めることも意図されている。

7.7.8.2 関連する活動及び／又は期待

消費者を教育するにあたり組織は次を扱うことが望ましい。

- 製品ハザードを含む健康及び安全
- 該当する規制、救済を得る方法並びに消費者保護のための機関及び組織に関する情報
- 製品のラベル表示
- 不可欠なサービスに係る、重量及び寸法、価格、品質、信用状態及び利用可能性に関する情報

- 金融及び投資商品
- 環境保護
- 材料, エネルギー及び水の有効利用
- 持続可能な消費
- 包装及び製品の処分

7.8 コミュニティの社会的及び経済的発展

7.8.1 コミュニティの社会的及び経済的発展の概要

7.8.1.1 組織とコミュニティの社会的及び経済的発展

貧困の軽減及び貧弱な社会的状況を改善するための社会的及び経済的発展に対する貢献の必要性は、普遍的に受け入れられている。社会的及び経済的発展に関する課題に対処するために重要なことは国連ミレニアム宣言に反映されている。

経済発展は、社会のニーズをよりよく満たすために経済活動が増加し多様化するプロセスである。より高いレベルの所得及び富の実現には、貧困の削減及び社会全体の利益のための経済発展プロセスのアウトプットに関するバランスのとれた分配を伴うことが望ましい。

社会の発展とは、健康、教育、住居など適正な生活水準並びに社会の全体的な福利を構成する条件をいう。

発展プロセスの社会的及び経済的側面は相互に関連し補強し合う。一方を欠いて他方のみが生じることはない。この項ではそれらは個別の事柄として説明されるが、相互に関連していることに変わりはなく、そのようなものとして考える必要がある。

公共政策はコミュニティの社会的及び経済的発展を導き促進するが、このプロセスは個々の組織の貢献によって補完される必要がある。すべての組織は、その規模に関係なく、コミュニティの社会的及び経済的発展に貢献しう。

組織は、ここでは一つの場所、地域又は国で生活している人々としてとらえられ全体として検討されるコミュニティの中で活動している。パートナー及び優先事項の識別を目的として、組織が活動するコミュニティの様々なメンバーと関係を確立することは、社会的及び経済的発展に対する組織の積極的な貢献を最大化するのに不可欠である。

7.8.1.2 社会的責任とコミュニティの社会的及び経済的発展

社会的及び経済的発展は環境保護と相まって持続可能な社会の基盤を形成する。コミュニティの開発は、貧困を削減しより高い生活の質を達成するための前提条件である。社会的及び経済的発展の主な責任は政府にあるが、すべての組織は社会的及び経済的発展に貢献する責任を負う。

社会的及び経済的発展に対して可能な組織の貢献は、一般的にその地域コミュニティにおいて最も重要だが、それはその他のコミュニティにも広がらう。小さな組織はおそらく直接的な地域コミュニティに貢献する立場にあり、大きな組織は一国全体又は一群の国々に及ぶより広いコミュニティに貢献する立場にあるかもしれない。この意味では、コミュニティという言葉は相対的な概念として捉えられなければならない、その資力において活動する小さな組織と大きな組織の両方は発展に対してある貢献をする可能性をもつことが理解されることが望ましい。

7.8.1.3 社会的及び経済的發展に対し社会的に責任ある貢献を果たす組織の利益

所在地のコミュニティの社会的及び経済的發展に組織が貢献する場合、社会の安定、経済成長並びに地域住民の教育水準及び福祉の向上の点で、組織はよりよい環境の恩恵を受けることができる。社会的及び経済的發展は相互に依存するものであり、組織の影響及び貢献はコミュニティ参画プロセスによって形成されることが望ましい。

自身のコミュニティの社会的及び経済的發展に貢献する組織は、ステークホルダーとの間により良い関係を構築し、評判を高め、従業員の士気を高め、リスク及び機会のマネジメントを向上させる。

7.8.2 原則及び考慮点

7.8.2.1 原則

ミレニアム宣言、コペンハーゲン宣言などの国際文書は、コミュニティ及び社会への貢献に関する基本的原則を表現している。ミレニアム宣言の価値基準の1つは、「いかなる個人、いかなる国家も、開発から恩恵を得る機会を否定されてはならない」というものである。コペンハーゲン宣言では、「深刻な社会問題、特に貧困、失業及び社会的疎外に対する緊急な取り組みの必要性」が認識されている。両文書は国家が承認した開発目標に貢献することをすべての組織に要請している。

7.8.2.2 考慮点

次は組織が社会的及び経済的發展に取り組む際に勘案すべき考慮点である。

- 組織は、自身のコミュニティ生活において決定し、そうする際自身の能力、資源及び機会を最大化する男女の権利を認識することが望ましい。
- パートナーシップ: 組織間における経験、資源、取り組みに関するやりとりなどパートナーシップでの能力を結合させることによって、その結合された経済的及び社会的發展の活動は、個々の組織による活動に比べて一層効果的なものとなる。パートナーシップには多くの異なる種類の組織が含まれ、国際、国内、地方又は地域レベルでの活動が可能である。
- 貧困及び不平等の低減: 所得の増進及び富の創出並びにその公平な分配は、国家及びあらゆるレベルの市民社会の優先事項である。
- ほとんどの場合、コミュニティのステークホルダーとのエンゲージメントによって、活動するコミュニティの社会的及び経済的發展に貢献する組織の潜在能力は向上する。エンゲージメントは、組織がコミュニティのニーズ及び優先事項を考慮しつつ目標、成果及び手順を定めるのに役立つ。組織はコミュニティのステークホルダーエンゲージメントを通じて、信頼を構築し、異なる役割、理念及び利害を尊重することを学び、共通する優先事項を特定する。これは、相互の尊重及び協力に基づく継続的なプロセスである。コミュニティ参画に関する二大問題は、コミュニティのメンバーのために公正かつ公平な代表を確保すること及びコミュニティのメンバーが交渉を通して自分たちの利害を表現するためのスキルを有しているという確信をもつことである。
- 組織によって影響を受けるコミュニティの特徴及び構成を理解することは、組織の影響を解明しこれらの影響に対処するための適切な措置を講じるにあたり、中核を成すものである。このプロセスの結果が、公正さ及び公平さを中核的な要素とする社会的及び経済的發展に関する協力である。

7.8.3 社会的及び経済的発展の課題1: コミュニティ参画

7.8.3.1 課題の説明

社会的及び経済的発展に対する貢献には、活動するコミュニティに組織が参画することを含む。コミュニティ参画とはコミュニティに対する組織の積極的な援助である。それは地域の組織及びステークホルダーとの問題解決及びパートナーシップの醸成を狙いとし、コミュニティの良き組織市民であることを切望するアプローチである。

組織は市民制度への参加及びその構築を通して市民社会に貢献する。組織間ネットワークの形成は、コミュニティの発展並びに目的及び目標の達成を促進する正しい活動を行うためのコミュニティの能力を増大しうる。組織がコミュニティの利益のための正しい活動に参画する場合、民主主義、法の遵守、参加並びに公正及び公平などの価値は非常に重要である。

コミュニティの集団的能力の増大は組織のみならず個人にも依存する。規模にかかわらずすべての組織は、啓発活動を通じて社会の発展に公衆を駆り立てることを促進するのにも貢献しうる。組織は、社会の発展の達成における活動の重要性を市民に広める中心的な役割をもつ。

7.8.3.2 期待及び／又は関連する活動

組織は次を行うことが望ましい。

- 地域のコミュニティの発展に貢献することを目的として地域団体に参加する。
- 発展計画の開発、実施、監視及び評価に関する民主的なプロセスに貢献する。これには知識、技能、人的資源又は物質的な資源さえ含む場合がある。
- いつでも法を遵守する。
- 社会的及び経済的発展並びに市民の権利及び義務に対する貢献に関する情報を伝える。
- 贈収賄又は不適切な影響がない、国家公務員との透明な関係を維持する。

7.8.4 社会的及び経済的発展の課題2: 雇用創出

7.8.4.1 課題の説明

雇用は国際的に認められた経済発展に関する目標である。雇用を創出することにより、規模にかかわらずすべての組織は、貧困の削減及び経済発展の促進に対して重要な貢献をすることができる。

7.8.4.2 期待及び／又は関連する活動

組織は次を行うことが望ましい。

- 投資に関する決定が雇用創出に対して及ぼす影響を考慮し、経済的に実行可能な場合は、貧困レベルが高い地域に直接投資する。
- 技術選択が雇用に対して及ぼす影響を考慮し、経済的に実行可能な場合は、雇用機会を最大化する技術を選択する。

7.8.5 社会的及び経済的発展の課題3: 技術開発

7.8.5.1 課題の説明

低開発及びそれに関連する問題を克服するために、国は、数ある中でもとりわけ、現代技術へのアクセスが必要である。組織は、人的資源の開発及び技術の普及が促進されるようなやり方で専門的知識、技能及び技術を適用することによって、活動するコミュニティの発展に貢献できる。

7.8.5.2 期待及び／又は関連する活動

コミュニティの技術開発に貢献するため組織は次を行うことが望ましい。

- 相互の利益となる場合には、地域の組織(例えば大学又は研究所)とパートナーシップ関係を組むことを検討し、適切な場合には、科学及び技術開発を地域コミュニティのパートナーと共同で行い、この仕事のために地域の人々を雇用する。
- 経済的に実現可能な場合には、技術の移転及び普及を可能にする活動を採用する。該当する場合、組織は地域の長期的発展に貢献するために、ライセンス又は技術の移転のための合理的な諸条件を設定することが望ましい。

7.8.6 社会的及び経済的発展の課題4: 富及び所得

7.8.6.1 課題の説明

経済発展のプロセスは、世界中の10億以上の人々が被っている悲惨で非人間的な極度の貧困状態から、男女及び子どもを解放することに対して非常に重要である。このプロセスの基礎となるのは社会の広範な分野に対する所得増加の創出である。高所得によってもたらされる商品及びサービスへのアクセスは、平均余命を伸ばし、高レベルの教育及び健康を可能にし、男女同権、子どもの福祉及び人権保護に貢献する傾向がある。

税金は、コミュニティの当局に対し、例えば交通機関などのインフラや公共サービスを管理及び開発するための手段を提供する。政府は税制の確立及び管理並びに財源の効果的利用において重要な役割を果たす。すべての組織は、あらゆる適用される法規制の遵守、並びに適用される法規制への透明性及び遵守を確実にする税制の機能の精査によって、適切な税制の機能及び財源の効果的利用に貢献しうる。

富及び所得の創出に対する組織の貢献に関する一つの重要な考慮点は、法の枠組みの下で活動を行う必要性である。多くの企業は税又は規制を避けるために、しばしば非公式の活動を行う。これらの活動は社会全体に対して不公平な費用を与える可能性がある。さらにそれらの活動によって、法の枠組み並びに法及び政府の制度への尊重が低下する。

貧困は不安定及び対立を引き起こしつつ、社会を荒廃させ人間の尊厳を破壊する。組織に直接的な影響をもつ多くの社会的及び経済的問題の根本原因は貧困にある。規模にかかわらずすべての組織は、その方策の範囲内及びその中核的な能力に基づき、貧困及び飢餓撲滅のイニシアチブに貢献することが望ましい。

7.8.6.2 期待及び／又は関連する活動

活動するコミュニティの富及び所得の増大に貢献するために組織は次を行うことが望ましい。

- 経済にもたらされる価値を最大化することを求める。

- あらゆる適用される法規制の遵守を確実にする。
- 法的に承認された枠組みの下で活動する供給業者だけと商業的関係を行う。
- 非公式な組織に対して法の枠組みの下で活動する公式な組織となるよう奨励及び援助する。
- アウトソーシングに関する決定が、決定を下す組織内及びそのような決定の影響を受ける外部組織の両方における雇用創出に対して及ぼす影響を考慮する。
- 貧困軽減に資する方法で天然資源を利用するよう努力する。
- 地域の天然資源を使用する前に、地域のコミュニティからその使用に関するインフォームドコンセントを得て、地域住民、特に先住民による天然資源の伝統的な利用を尊重する。
- 地域の供給業者の商品及びサービスを優先的に選択し、可能な場合には地域の供給業者の発展に貢献する。
- 社会的弱者である低所得の人々に対して、彼らの能力、資源及び機会の増大への貢献の重要性を考慮に入れつつ、食糧及び他の基本必需品へのアクセスを提供する計画に貢献する。子どもの栄養に特別な注意が払われることが望ましい。
- 社会起業ベンチャー並びに容易に反復可能で貧困及び飢餓撲滅に大きな社会的影響を及ぼす低コスト社会技術開発を支援する。
- 法規制に示されるとおり納税義務を果たし、当局が正確に税額を決定することができるように必要な情報を提供する。

7.8.7 社会的及び経済的発展の課題5: 責任投資

7.8.7.1 課題の説明

経済的発展は投資に大きく依存している。責任投資は、投資者が自身の活動をより広範な社会の目的とより良く合わせる可能性をもつ手段である。これには、従来の財政的要因に加え、投資の経済的、社会的及び環境的並びにガバナンス要因に関する検討を含む。財政的に持続可能である場合、現在及び未来の社会の福祉への貢献と見なすことのできる活動を優先的に選択することが望ましい。

7.8.7.2 期待及び／又は関連する活動

投資を健全な社会的及び経済的発展の優先を反映する方向に向けるため、財政的検討に加え組織は次を行うことが望ましい。

- 経済的、社会的及び環境的並びにガバナンス課題を投資分析及び意思決定プロセスに組み入れる。
- 社会的責任原則と一致した積極的なオーナー方針を作成及び開示する。
- 投資した組織に経済的、社会的及び環境的並びにガバナンス課題に関する適切な開示を求める。
- 投資した組織の社会的パフォーマンスを向上させる観点から、経済的、社会的及び環境的並びにガバナンス慣行に関し組織とエンゲージメントを行う。

- 投資に関する意思決定の際、コミュニティに対するプラスの社会的及び経済的貢献を最大化するよう努力する。

7.8.8 社会的及び経済的発展の課題6: 教育及び文化

7.8.8.1 課題の説明

教育は文化生活の進展に不可欠である。教育はすべての社会的及び経済的発展の土台となる。文化はコミュニティ及び社会のアイデンティティの重要な要素である。教育及び文化の促進及び保存は社会的一体性及び発展にプラスの影響があることを、組織は認識する必要がある。

7.8.8.2 期待及び／又は関連する活動

組織は次を行うことが望ましい。

- 文化活動を推進し、地域の文化及び文化的伝統を尊重し大切にす。歴史的に不利な条件に置かれていたグループのアイデンティティを強化するための文化活動を支援する活動は、差別と戦うための手段として特に重要である。
- 特に組織の活動が文化遺産に影響を及ぼす可能性がある場合には、文化遺産の保存及び保護を支援する。
- あらゆるレベルの教育の推進及び／又は支援を行い、教育の質を高め、地域の知識を奨励し、非識字を根絶するための活動に関与する。
- 子どもたちが正式な教育を受けることを推奨し、児童労働など子供たちが教育を受ける際の障害を排除することに貢献する。

7.8.9 社会的及び経済的発展の課題7: 衛生

7.8.9.1 課題の説明

衛生は社会における生活の重要な要素であり、普遍的に認識されている人権である。公衆衛生に対する脅威は、コミュニティに重大な影響を及ぼし、衛生の発展を社会的及び経済的に阻害する恐れがある。従って、規模にかかわらずすべての組織はその方策の範囲内で衛生の促進に貢献するよう求められる。公衆衛生システムを提供するのは国家の役割であるコミュニティでさえ、すべての組織はコミュニティの衛生に対する貢献について検討しうる。コミュニティの衛生レベルが高ければ、公共部門の負担が軽減され、すべての組織にとっての良好な経済的及び社会的環境に資する。

7.8.9.2 期待及び／又は関連する活動

組織は次を行うことが望ましい。

- 例えば薬及びワクチンへのアクセスを提供することにより、並びに運動、良好な食習慣及び不健康な物質の消費の回避といった健康的なライフスタイルを推進することにより、健康を促進する。
- HIV/AIDS、ガン、心臓疾患、マalaria及び結核といった主要な疾病並びにそれらの予防について認識を高める。
- 病気を防ぐ手段として、特に女性と子どもに対し、必要不可欠な医療サービス並びに清潔な水及び適切な公衆衛生を入手するための支援を提供する。
- 組織によって提供される製品又はサービスの健康への悪影響を最小限にとどめる又は除去することに努める。

7.8.10 社会的及び経済的発展の課題8: 能力開発

7.8.10.1 課題の説明

組織はしばしばコミュニティ生活の社会的側面を狙いとするインフラ及び計画にその資源を投資する。社会的投資は、組織が自身の活動するコミュニティの社会的及び経済的発展に貢献することのできる一つの方法である。これには組織の活動のマイナスの影響を補うことが含まれる。

能力開発に関しては、組織の貢献と組織が活動するコミュニティのニーズとを合わせることを目指すことが望ましい。

7.8.10.2 期待及び／又は関連する活動

能力開発を行う際組織は次を行うことが望ましい。

- コミュニティ及び複数のコミュニティにおいて、組織の活動に関連する能力開発を行う。
- 能力開発を組織それ自体の中核となる能力と一致させるように努める。これにより、既存の技能を活用することで、組織の貢献が最大化される。
- 組織の能力開発は他の社会的活動及び社会貢献活動(例えば助成金交付、ボランティア及び寄付など)を不可能にするものではないことを認識する。しかし、これらは組織の能力開発に関する全体目標と一致していることが望ましい。それらは長期的発展のためのプログラム又はプロジェクトを通してコミュニティに資源を提供することに焦点を合わせることが望ましい。
- コミュニティを計画及び開発に参加させることにより、持続可能な能力開発プロジェクトを推進する。コミュニティ参画は、組織が参加しなくなった後もプロジェクトの持続及び繁栄を助ける。
- 能力開発の計画に際しては、経済的及び社会的開発の促進を考慮に入れる。すべての活動は、例えば地域経済の発展を支援するために地域での調達及びアウトソーシングを増やすなど、市民にとっての機会を広げるものであることが望ましい。
- 社会的責任の背景において、組織のコミュニティに対する貢献を地方及び国家政策の優先事項に合致させることの価値を考慮する。これにより持続可能な能力開発の成功の可能性が高まる。
- 組織の社会貢献活動に対する地域の依存を永続化させるような活動を回避する。
- 既存のコミュニティ関連イニシアチブを評価し、それらの成功及び適切性に関するフィードバックを提供し、改善の余地がある箇所を特定する。

8 社会的責任を実施する組織のためのガイダンス

注記: WD3.2で7.にあったいくつかの文書は、この文書の6.に移動されている。この版の8.は古い版の7.とはそれ自体では比較することはできない、6.を読んだ跡に読まれること)

注記: 実施に関するガイダンスのグラフ表示を表す図(又は複数の図)がこの項及び／又は6.に提供される。

8.1 一般

この項は組織が社会的責任を実施する方法についてのガイダンスを提供している。8.1は、5.の社会的責任の原則、組織が何をすべきかを構築する6.そして社会的責任の中核主題及び課題についてのガイダンスを提供する7.と密接に連携している。社会的責任の実施の方法についての以下のガイダンスは、全ての種類、全ての規模及び全ての場所における組織へ適用可能であることを意図している。

8.2 社会的責任の特定

8.2.1 社会的責任の主題と範囲

組織の社会的責任の特定とは持続的なプロセスである。時々、この特定は組織の活動、周囲の状況及び影響が変化することが原因となり再検討することが望ましい。このプロセスには、組織の活動及び影響を概観できる要員並びに組織のステークホルダーとの内部協議を含むことが望ましい。

8.2.1.1 組織の活動の再検討

関連する中核主題及び課題を特定するための第一歩は、組織の活動を再検討することである。この再検討の目的は、組織の主要な運営ユニット、活動並びに製品及びサービスを確立することである。再検討のプロセスにおいて、ミッション又はビジョンステートメントなどガイダンス文書の中に見つけることができる組織のプロファイル情報を利用することは役に立つかもしれない。方針及び／又は戦略の主要な変化を考慮に入れることも重要である。

8.2.1.2 組織の社会的責任の背景の理解

次のステップは、組織が活動する社会的、環境的及び経済的な背景を理解することである。この背景は、供給者、顧客、パートナー及び広範な社会など他の組織との相互関係を含む。組織の背景を理解するのに役立つかもしれない情報とは、市場状況と地域における主要な競争相手、及び職業又は業界分野における現在又は起こりうる将来の主要な傾向である。この情報は組織の中で必ずしも常に提示されているわけではないかもしれないし、他の場所で収集する必要があるかもしれない。

8.2.1.3 他の組織に関する組織の社会的責任の定義

組織は自身の活動へ責任があるだけでなく、管理下の又は正当な影響を及ぼすバリューチェーンを含めた他の組織に関する活動にも責任をもつ。組織と他の組織又は団体の間の契約関係が近くなればなるほど、それらに及ぼす影響が大きくなる。例えば組織とその請負業者との間には非常に密接な関係が存在する。

組織のバリューチェーンには次の活動を含む

—チェーンの後部(サプライチェーンの中の例えば供給者など)

—チェーンの前部(例えば卸業者、顧客や消費者など)

—組織と並列(例えば業界団体やパートナーなど)

注記:影響範囲をどのように決めるかについて、基準(又は要因)のヘルプボックスを作成することが役立つかもしれない。

8.2.1.4 組織の影響を評価することによる中核主題の特定

組織がその活動を再検討し、その背景を理解した時点で、その活動が他者や環境に及ぼす影響を評価することが望ましい。

これは組織の影響範囲も含めて、中核主題の何が組織に関連性があるかを意味する。そうすることにより、組織は7.で表されているように、組織活動がそれらに影響を負っている活動か又は関連して影響を及ぼしている活動かについて決めるために、社会的責任の中核主題を利用することが望ましい。質問の例としては次のようなものがある。

—その組織は人々を雇っているか。雇っているなら、労働慣行の中核主題に関連がある。

—その組織は環境に対して影響を及ぼしているか。影響を及ぼしているなら、環境の中核主題に関連がある。

—その組織は消費者と互いに影響しあっているか、又はその組織は製品及び消費者へのサービスについて関連する影響をもっているか。そうであるならば、消費者課題の中核主題に関連がある。

中核主題が組織に関連がある場合、その組織は中核主題の全ての課題又いくつかの課題だけがその組織にとって関連があるかについて評価をすることが望ましい。

特定プロセスの情報を提供しうる更なる情報は次の中で見つけることができる。

—組織が承認している社会的責任規範及び文書(例えば、業界団体規範又は特定の製品規約など)並びに社会的責任についての組織の一般方針のすべて(例えば、組織の倫理規定又は行動規範など)

—組織の主要な消費者によって出された供給者への社会的責任要求事項及び資金提供団体によって組織に課される社会的責任要求事項

—社会的責任に関する同業者の活動

この特定プロセスの結果として、組織は関連する社会的責任の中核主題及び課題が何であるか、またその組織の社会的責任の範囲がどこまでであるかを知る。

8.2.2 優先順位の設定

関連する中核主題及び課題がそれに値する注目を受けることを確実にするため、組織は優先順位を定めることを望むこともある。そうすることにより、組織は内部及び外部のステークホルダーとの協議に依存する構造化された意思決定プロセスを定めることが望ましい。全ての適用される法規制(そして国際行動規範)の準拠が社会的責任の基本側面を構成しているので、組織の優先順位として、全ての主題及び法的義務の一部となる課題について取り組むことが望ましい。

法令順守(及び国際行動規範)を超えて優先順位を定める必要がある。この優先順位付けのプロセスにはステークホルダーも従事することが望ましい。優先順位を定めるときには次の区分が考慮されることがある

—重要性:他者や環境についての課題が及ぼす影響が大きいほど、行動を起こすことがより重要になる。

—ステークホルダーの懸念:ステークホルダーの懸念が大きいほど、行動を起こすことがより重要になる。

—費用/利益:必要とされる資源に関する関連行動の潜在的な影響が大きいほど、行動を起こすことがより重要になる。

—持続可能な発展、健康及び社会の繁栄に対する脅威の制御の容易さ又は貢献機会の適用の容易さ。

優先順位付けプロセスの結果として、組織はどの中核主題及び課題をどの優先順位で取り組むかを知る。

8.3 ステークホルダーの特定及びエンゲージメント

8.3.1 ステークホルダーの特定

ステークホルダーエンゲージメントは社会的責任の中心的な要素と見なされている。組織には多くのステークホルダーがいることから、組織はステークホルダーを特定して、その優先順位をつけることが望ましい。ステークホルダーエンゲージメントは通常継続的なプロセスであることから、組織は継続的なものとして利用及び再利用されるステークホルダーの特定方法を考慮することが望ましい。いくつかの場合、ステークホルダーのリストを作ることが役立つかもしれない。それは、定期的に見直され、組織及び／又は特定されたステークホルダーの変化を反映して更新されることが望ましい。

組織は、エンゲージメントが必要かもしれないステークホルダーを特定するために幅広くステークホルダーを見直す。ステークホルダーを特定するために、組織は次の質問を自身にすることもある。

- －誰に対して法的義務があるか。
- －組織の活動によりプラス又はマイナスの影響を受けるかもしれないのは誰か。
- －過去に同じ地域で同様の件で関わっているのは誰か。
- －社会的責任への組織のアプローチを改善するのに役立つ専門的知識を持っているのは誰か。
- －もしエンゲージメントから除外された場合、誰が不利益を被るか。
- －関与したいと言ったのは誰か。

潜在的なステークホルダーの範囲を特定し、組織はどのステークホルダーとどの範囲で優先的にエンゲージメントを行うべきかを定めることが望ましい。このプロセスの目的は、エンゲージメントプロセスを効果的にかつ管理できるものにあることである。優先順位をつけるためにもっとも重要な基準は、ステークホルダーが組織の決定、活動によって影響されている範囲とステークホルダーの利害とが社会的及び持続可能な発展への広範な利益と一致しているかどうかである。ステークホルダーの優先順位付けへと導く更なる考慮点には次を含む。

- －そのステークホルダーエンゲージメントを行う法的義務が存在するかどうか。
- －そのステークホルダーがその利害について最も代表していて信頼性があるかどうか。
- －特定された中核主題及び課題の全範囲がそのステークホルダーにより取り組まれうるかどうか。

8.3.2 ステークホルダーエンゲージメント

5.と6.で言及されているように、組織は様々な理由からステークホルダーエンゲージメントを行うことが望ましい。ステークホルダーエンゲージメントの主な目的は、組織の社会的責任によりよく取り組めることである。ステークホルダーとの協議は、法的義務を実行する、優先順位を定める、その組織に社会的責任を統合する、コミュニケーションの透明性と信頼性を高める、及び社会的責任についての活動を吟味するという点で、その組織を助けることができる。

有意義なステークホルダーエンゲージメントは単一の活動ではない、そして、それは組織の広報活動として使用しないほうがよい。それは、組織とステークホルダー両方の文化及び手続きについてある程度の変化を含みうる、並びに両方の側に継続的学習をもたらす可能性をもつ継続的な協議プロセスである。これを成し遂げるためには組織は次を行うことが望ましい

- －組織とそのステークホルダーとの間の一定の対話サイクルに基づくエンゲージメントメカニズムを定める。ステークホルダーへのフィードバックは重要であり、そうすることによって、彼らは組織がステークホルダーの考えに対してどのように答えたいかを理解することができる。

ーそれを利用する様々なステークホルダーの能力とエンゲージメントプロセスを一致させること

ー組織とエンゲージメントを行う能力がないステークホルダーに対して部分的な支援の提供を検討する。しかし、これを行うことによる危険が存在する。つまりステークホルダーの独立性が危険にさらされて、それ故に関係するステークホルダーの真の代表性をもちよつことができなくなる場合もある。

8.4 組織及びその日常の実践への社会的責任の統合

8.4.1 一般

社会的責任は、組織の構造、文化及びアイデンティティの欠くことのできない部分であることが望ましい。これは、組織はその目的、戦略及びプロセスと社会的責任を統合し、かつ組織内の認識及び能力が向上することを意味する。

そのような社会的責任への統合的アプローチには、組織のリーダーシップの支援、十分な資源及びステークホルダーとの対話が必要となる。

統合プロセスの中で組織を手助けするステップは数多く存在する。

8.4.2 バリューステートメント及び倫理的行動基準の導入と適用

社会的責任を組織内に統合する一つの方法として、社会的責任をその組織の目的と結びつけるということがある。これは、"ミッションステートメント"又は"ビジョンステートメント"を通して時々行われる。これらのステートメントは、組織の目的を表明するが、その組織が他からどのように見られたいかについても表明する。社会的責任の統合は、その組織の目標又は価値として持続可能な発展への貢献を認識しているということによって助長される。ミッションステートメントとビジョンステートメントは従業員をやる気にさせ、かつ社会的責任を組織の正式な"文化"の一部にする方法になりうる。

社会的責任を統合する他の方法には、倫理的行動基準の適用を通して行うものもある。これはしばしば、特別な課題に取り組むこと及び従業員に適用される行動規範によってなされる。これらの課題を、公正な事業慣行や消費者との関係の様な組織の社会的責任の最も重要な課題のいくつかに含むことができる。しかし行動規範は従業員に限られる必要はない。近年組織は、彼らの供給業者や下請業者の労働慣行に取り組む行動規範を導入している。彼らに影響を与えるためにとられているそのような規範や措置は、しばしば組織がそのサプライチェーンの社会的責任に取り組むための主要な方法となる。

8.4.3 社会的責任の目的及び戦略の設定

8.2の社会的責任の特定は組織をその社会的責任へ導き、また優先順位をつける手助けをするが、組織はこれらの優先事項について管理できる目的へ形を変え、戦略を策定し、そしてそれらを達成するためのプロセスを設定するよう努力することが望ましい。組織はこのプロセスにおいてはそのステークホルダーと協議することが望ましい。

目的を構築する中で、組織はその中核主題と社会的責任課題を考慮し、それらの各々、少なくとも一つの目的は定義することが望ましい。予算とターゲットについても定義することが望ましい、そうすれば目的を達成するための活動が追跡される。

各々の目的について、組織はあるスケジュール内にとることが望ましい活動について規定した戦略を設定することが望ましい。組織は目的を達成する手段を定義することが望ましい。最後まで方法を一致させるため、組織はベストプラクティスを考慮するかもしれないし、同業者と交わることを検討するかもしれない。戦略を策定する中で、組織は、集中的又は分散的なプロセスのどちらが最も適しているかを決めるため、その文化と同様に地域の慣習についても考慮することが望ましい。その組織に社会的責任を統合するため、組織が人々を特定し彼らの権限及び責任を決めることも重要である。

8.4.4 意識向上と能力開発

従業員の支援なくして、組織は社会的責任を組織及びその日常の実践に統合することはできない。組織はそれ故社会的責任の優先順位及び目的について並びに組織の使命、理念、行動規範及び方針の重要性について意識を向上させ、能力開発を図ることが望ましい。

社会的責任の目的及び戦略支援の成功要因の一つは、組織の上級リーダーシップ自身がそれらに責任をもつことである。また次の活動は、組織が社会的責任についての意識向上を図ることを助ける:

- 関連する社会的責任主題の特定及び社会的責任の日常の実践において、参加を奨励し全てのレベルの従業員の関与を促進する
- 組織の努力及び結果について定期的にコミュニケーションをとる
- 内部又は外部の専門家又はステークホルダーと説明会を開催する
- サービス又は製品ライフサイクルの開始時に一般的に作業が生じる設計者に情報を提供する
- 成功実施例又は革新的かつ貴重なアイデアへの褒賞及び表彰を決める。また表彰を既存の人的資源システムに統合する。

社会的責任の統合には内部の能力開発を必要とする。能力を向上させる簡単な方法の一つは、既に中核主題についての知識及び経験を持っている組織内の人々を特定し、彼らを一緒に働かせることである。能力を向上させるその他の方法には次を含む。

- 他の同業組織、産業又は業界のベストプラクティス及びワーストプラクティスを研究する
- 例えばワークショップなどにおいて、ステークホルダーとアイデアを共有し議論する

8.5 社会的責任のコミュニケーション

8.5.1 一般

組織は、一つまたは他の形式で、その社会的責任に関連した実践に関しコミュニケーションを行う。全ての種類のコミュニケーションは、理解可能で、誠実なそして正確なものであることが望ましい。6.5で強調されているように、中核主題及び課題についてバランスのとれた重要な情報が提供されることが望ましく、またコミュニケーションは時宜にかなっていて必要に応じて比較できることが望ましい。

効果的にコミュニケーションを行うために、組織はコミュニケーションの目的を明確に特定し、コミュニケーションを計画し、コミュニケーションの最も適切な種類及び形式を選択し、さらにコミュニケーションの信頼性を高める手段を適用することが望ましい。

コミュニケーションの優先順位を決めるため、かつコミュニケーションの適切さを評価するため、組織は社会的責任及びステークホルダーについてのコミュニケーションを定期的に議論することが望ましい。

8.5.2 コミュニケーションの目的の特定

組織はそのコミュニケーションの主要な目的を特定することが望ましい。コミュニケーションは様々な目的に役立つ。コミュニケーションは次に利用される。

- 組織の戦略、計画、パフォーマンス及び社会的責任の問題について、組織内における意識を向上させる
- 社会的責任における組織の活動の支援について、従業員に行わせる及び動機付けを行う

- －社会的責任について組織のパフォーマンスを評価するために利用される情報に関して、ステークホルダーの正当な要求にかなうことを手助けする
- －同業組織の中で社会的責任のパフォーマンスの改善を促進することを可能にするベンチマーキングを促進する
- －社会的責任情報の開示に関して法的及びその他の要求事項に取り組む
- －その組織が規定する社会的責任への誓約に関する適合範囲を示す
- －組織におけるステークホルダーの信頼及び信用を高めるための責任行動、公開性、誠実性及び説明責任に関する組織の評判を高める

8.5.3 コミュニケーションの計画

コミュニケーションを計画するにあたり、組織はその目的、聴衆、内容、範囲、時間/順序、コミュニケーションの種類及び形式について考慮することが望ましい。コミュニケーションをする人々、また内部及び外部の人員並びにその他必要となる資源はどの範囲までかについて特定してもよい。コミュニケーションの計画において組織は次を考慮することが望ましい

- －そのコミュニケーションの主要な聴衆となるステークホルダーの文化的、社会的、教育的及び経済的背景
- －定期的又は臨時的にコミュニケーションすることの必要性
- －予算やその他の資源の制限
- －多角的なコミュニケーション形式を利用することの価値。

8.5.4 コミュニケーションの種類と形式の選択

適切なコミュニケーションの種類はその目的及び聴衆と密接に関係する。次のコミュニケーション形式は区別される。

- －内部コミュニケーション:この種のコミュニケーションは、社会的責任について及び社会的責任に関するその組織の目的と戦略についての全体的な意識を向上させるために組織内で利用される。この種のコミュニケーションは、定期的又は臨時的にされる。
- －ステークホルダーとのコミュニケーション:この種のコミュニケーションは、組織とそのステークホルダーとの間での真の対話を促進する上では必要不可欠な要素である。
- －定期的な公開報告書:この種のコミュニケーションは、ステークホルダー及び更に幅広い一般聴衆に対し、全範囲の活動及び社会的責任に関する組織のパフォーマンスについて、定期的に情報を提供するために利用される。そのような報告書は、社会的責任の全ての関連主題及び課題について言及すること及びそれらについて重要な情報を提供することが望ましい。ほとんどの場合このような報告書は定期的に提供されているので、時間経過及び同業組織との比較の両方の点で比較可能であることが望ましい。
- －供給者とのコミュニケーション:この種のコミュニケーションは、供給者へ組織の行動規範について情報提供をすること、またそれらの要求事項を遂行させるために彼らに従事させることを目的に利用される。

コミュニケーションに使用することのできる多くの異なる形式やメディアがある。これらには、例えば、報告書、ニュースレター、雑誌、ポスター、広告、書簡、ボイスメール、実演、ビデオ、ウェブサイト、ポッドキャスト(ウェブサイトにおけるオーディオ放送)、ブログ(ウェブサイトにおける議論の場)、製品折り込み広告及びラベルが含まれる。プレスリリース、インタビュー、社説

や記事を使ったメディアを通じてコミュニケーションをすることも可能である。

8.5.5 信頼性の向上

成功するコミュニケーションは何よりもその組織とそのメッセージの両方の信頼性に依存するものである。様々な理由から、社会的責任に関する組織自身のメッセージは必ずしも真実の又は正確なものとは見なされないことがある。そのこと自体、社会的責任に取り組む組織にとってはより困難なものになりうる。組織がその信頼性を確立するには様々な方法が存在する。一つはステークホルダーエンゲージメントである。ステークホルダーとの対話は、関係者の利害や意図を確実にするための一つの手段である。この対話は信頼を構築することができ、よって信頼性を高めることもできる。対話は悪い印象を修正するための手段を提供する。ステークホルダーエンゲージメントは、組織のパフォーマンスに関する組織の主張の検証にステークホルダーを関与させることの基礎となりうる。ステークホルダーが組織のパフォーマンスを定期的に見直すための、又さなければ、組織のパフォーマンスの側面を監視するための取り決めをすることもできる。

信頼性を高める他の方法には、さらなる大きな透明性を通して行うものもある。他の人が簡単にチェックできる種類や形式の情報を提供することは信頼性を高めることになる。例えば、パフォーマンスに関するいくつかの統計を報告するだけでなく、情報源及び統計を作るために使ったプロセスも利用できるようにすることもありうる。組織がその活動を実施している場所又は全ての供給者若しくはパートナーの名前及び所在地を公開することは、組織がそのサプライチェーンについて行う主張の信頼性を高める方法になりうる。

ある課題についての信頼性は、特別な認証スキームに参加することによって高められることもある。製品安全を認証するための、あるいはプロセス又は製品を環境影響及びその他の社会的責任の側面の関係から認証するためのイニシアチブが開発されている。そのようなスキームはそれ自体で信憑性のあるものでなければならない。どの「認証者」も真に独立していなければならない。これは彼らがルールに後押しされたプロセスに尽力することを要求し、そして、利害対立を予防又は解決するための効果的な方法が整っていることを要求する。ある状況では、組織は独立した信頼性を提供するために独立した関係者の関与を求めてきた。この一つの例は、信憑性があるだろうとみなされたことによって選ばれた人々が構成する「諮問委員会」や「再検討委員会」の創設である。組織の公開報告書に関して書面によって結論を提供するという、自称プロの「アシュアランスプロバイダー」という新しい産業が近年出現してきている。これらの結論はプロセスか報告書の情報のどちらかに影響を与える。

時に組織は、彼らの活動範囲内又はそれぞれのコミュニティ内での社会的責任行動を構築するため又は促進させるために同業組織の組合に加わることもある。これらの組合の一員であることは、組織がその責任に関する主張について信頼性を高める別な手段になりうる。

8.6 社会的責任についての活動の吟味

8.6.1 一般

組織の活動及び慣行の有効性は、定期的な評価及び吟味によって高めることができる。パフォーマンスを評価及び吟味するため、組織はそのパフォーマンスを測定し、目的と一致しているかについて吟味し、またパフォーマンスを改善するために何をすべきかについて見直すことが望ましい。吟味のプロセスにおいては、ステークホルダーが関与することが望ましい。ステークホルダーエンゲージメントは組織とそのステークホルダーとの関係を強化しうるし、学ぶべき教訓は何か、またパフォーマンスをどのように改善するかについて、ステークホルダーは貴重なフィードバックを与えるかもしれない。

8.6.2 パフォーマンスの把握

組織はある特定の分野における長期に渡るそのパフォーマンスを測定することにより、継続的にそのパフォーマンスを把握することが望ましい。長期に渡る測定は発展を指し示し、目的が達成されているかどうかについて光を当てることができる。

パフォーマンスの測定及び把握を行う分野を決めようとする際、組織は、理解しやすく、ベンチマーキングに適し、信頼性があり時宜にかなった測定を行うよう努力することが望ましく、そして組織はステークホルダーの懸念を解決する。

パフォーマンスの把握を補助するために使われるかもしれない幅広い情報源がある

－環境、健康、安全又はサプライチェーン監査の結果

－従業員、顧客、消費者、近隣、市民又はその他からの申し立て

－訓練の報告書

－従業員及び顧客満足度調査

－他の規格、規範、ガイドライン、ベストプラクティス文書そして組織が規定するベンチマークの遵守評価結果

これらの情報源を体系的に利用する一つの方法には、指標を利用することがある。指標は特定の時点での状況を指し示す。指標は二酸化炭素排出量などの定量的なデータが使用される際に、潜在的に効力のあるツールになりうる。ほとんどの場合、労働条件又は人権侵害についての情報のように、質的なデータは指標の形式で表現されることには適さない。

8.6.3 パフォーマンスの吟味

適切な間隔において、組織は社会的責任における組織の目的との関係上、社会的責任のパフォーマンスを吟味するためにパフォーマンスの測定結果を利用することが望ましい。この吟味は、成果及び失敗の両方に焦点を当てることが望ましい。

この吟味のプロセスの中で、組織は次の質問をすることが望ましい。

－想定した通りに目的は達成されたか。

－戦略とプロセスは目的に合っていたか。

－何がうまくいったか、そしてそれは何故か。何がうまくいかなかったか、それは何故か。

－目的は適切だったか。

－更によくするために何ができたか。

8.6.4 パフォーマンスの改善

吟味の結果に基づいて、組織は改善すべき活動を検討することが望ましい。社会的責任に関する新しい目的を構築することが必要かどうか、戦略及びプロセスの変更を実施する必要はあるか、ミッション及びビジョンステートメント又は行動規範を更新する必要があるかについても評価することが望ましい。

8.7 社会的責任に関する文書及びイニシアチブの利用

社会的責任の実施において、特定の社会的責任についての文書及びイニシアチブを組織が利用すること又は適用することが役に立つかもしれない。社会的責任分野における膨大な数の文書及びイニシアチブにより、組織は適した文書やイニシアチブを特定するのが難しいかもしれない。

文書及びイニシアチブを特定し選定する上で、エンゲージメントの目的及び文書又はイニシアチブの適切さという二つの主要な要素を考慮することが組織に役立つかもしれない、このため、第一歩として、組織は次の質問を考慮することが望ましい。

- －そのイニシアチブは組織によって実用的と見られているか。
- －そのイニシアチブは、その組織が問題を解決するのに役立つか。
- －そのイニシアチブは組織が重要なステークホルダーグループに影響を及ぼすのに役立つか。
- －そのイニシアチブは実用的な情報又はツールを組織に提供するか。
- －そのイニシアチブは局所的に関連があるか。
- －そのイニシアチブは、特定の種類の組織のために策定されていないか。

第二のステップとして、組織は文書又はイニシアチブの妥当性を特定することが望ましい。次の要素は考慮する価値があるかもしれない。

- －文書又はイニシアチブを開発している又は開発の支援をしている事業体又は団体の性質、評判、特性（例えば、文書又はイニシアチブを開発している事業体又は開発の支援をしている事業体は、政府間機関か政府機関か、マルチステークホルダーの非政府非営利機関か、単一ステークホルダーの非営利機関か、又は営利目的の商業機関かどうか）
- －文書又はイニシアチブの開発プロセス及び実施の性質（例えば、文書又はイニシアチブは、マルチステークホルダーで、透明性があり、公開されていて、先進国及び途上国からの参加者にとってアクセス可能である状況の中で開発され及び／又は実践されるかどうか）
- －その文書又はイニシアチブの適用範囲（例えば、世界的、地域的又は局所的な適用）
- －文書又はイニシアチブを入手する権利（例えば、その文書又はイニシアチブは無料で利用できるか、有償で利用できるかどうか）

附属書A 社会的責任に関するイニシアチブ

注記: IDTF文書N053を参照。そこでは附属書案及びSRイニシアチブに関する一連の質問を提示している。

参考文献

注記:参考文献は、改訂文書を反映し、すべての参照文献を適切なISO参照文献フォーマットで提示することを確実にするよう、現在まとめられ改定されている。時間の関係上、この作業はまだ完成していない。

索引

注記：編集委員会は、索引はISO 26000のユーザビリティを高めるであろうと考える。また、最終文書では索引が提供されることが望ましいと考える。これはISOの最終プロセスで行われうるものである。